

## 規則(EU) 2018/1861

### [参考訳]

2019 年 4 月 9 日  
明治大学法学部教授  
夏井 高人

\*\*\*

Regulation (EU) 2018/1861 of the European Parliament and of the Council of 28 November 2018 on the establishment, operation and use of the Schengen Information System (SIS) in the field of border checks, and amending the Convention implementing the Schengen Agreement, and amending and repealing Regulation (EC) No 1987/2006 (OJ L 312, 7.12.2018, p.14-55) のテキスト(英語版)に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R1861&from=EN>  
[2019 年 3 月 31 日確認]

規則(EU) 2018/1861 は、シェンゲン情報システム(SIS)の構築、運営及び利用に関する EU の基本法令の 1 つである。シェンゲン協定実装条約に基づくシェンゲン情報システム(SIS)、それに置き換わった第 2 世代シェンゲン情報システム(SIS II)を経て、規則(EU) 2018/1861 により、シェンゲン情報システムの機能と利用目的は、飛躍的に拡大し、新たな段階へと入りつつある。そのような発展に伴い、解決しなければならない法的課題も増加している。規則(EU) 2018/1861 は、そのような主要な法的課題との関係における法的対処(特に個人データ保護)を定める EU の法令である。

規則(EU) 2018/1861 の第 65 条により、同規則の全面適用(施行)の後、規則(EC) No 1987/2006 (OJ L 381, 28.12.2006, p.4-23)は、置き換えられて廃止され。また、規則(EU) 2018/1861 の全面適用(施行)の後には、規則(EC) No 1987/2006 の SIS II は、規則(EU) 2018/1861 の中央 SIS (Central SIS) または SIS として、規則(EC) No 1987/2006 の CS-SIS II は、規則(EU) 2018/1861 の CS-SIS として運用され、更に開発される。同様に、規則(EC) No 1987/2006 の N.SIS II は、規則(EU) 2018/1861 の N.SIS として運用され、更に開発される。

規則(EU) 2018/1861 は、前文、条文及び別紙の 3 つの部分で構成されている。この参考訳においては、規則(EU) 2018/1861 の前文、条文及び別紙の全文を訳出した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

この参考訳は、あくまでも規則(EU) 2018/1861 の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

規則(EU) 2018/1861 の第 50 条は、注意を要する。すなわち、第 50 条は、SIS で処理される個人データ及び SIS の警報(alert)と関連してやりとりされる補足情報を第三国または国際機関に移転してはならないことを定めるのみであり、例外条項を設けていない。規則(EU) 2018/1861 と併せて読まれなければならない規則(EU) 2018/1862(OJ L 312, 7.12.2018, p.56-106) の第 65 条も同じである。

しかし、規則(EU) 2018/1861 と併せて読まれなければならない規則(EU) 2018/1860(OJ L 312, 7.12.2018, p. 1-13) の第 15 条は、帰国の目的のための第三国への個人データの移転の条件を定めており、Europol に関する規則(EU) 2016/794(OJ L 135, 24.5.2016, p.53-114) の第 25 条も同様に定めている。他にも類似の関連法令が存在する。それゆえ、これらの条項の相互関係を総合的に理解する必要がある。また、それらの条項に基づく個人データの第三国移転の場合における監督機関及びその監督の態様についても、同様に、総合的な検討を要する。個々の法令のみを切り離して独立に考察することは許されない。EU の関連法令全てについて、その全文をくまなく精読・検討し、EU の関連法制度全体の構造及び機能を理解しなければならない。

EU の機関及び組織に適用される個人データ保護のための基本法令であった規則(EC) No 45/2001(OJ L 8, 12.1.2001, p.1-22) は、規則(EU) 2018/1725(OJ L 295, 21.11.2018, p.39-98) の第 99 条によって、2018 年 12 月 10 日をもって廃止された。規則(EC) No 45/2001 に対する参照は、規則(EU) 2018/1725 への参照として読み替えられる。

EU のシェンゲン情報システム(SIS)に関する最も基本的な法令は、規則(EU) 2016/399(シェンゲンボーダーコード)(OJ L 77, 23.3.2016, p.1-52) である。規則(EU) 2016/399 は、規則(EU) 2016/1624(OJ L 251, 16.9.2016, p.1-76)、規則(EU) 2017/458(OJ L 74, 18.3.2017, p.1-7)、規則(EU) 2017/2225(OJ L 327, 9.12.2017, p.1-19) 及び規則(EU) 2018/1240 によって一部改正されている。

EU の現行の SIRENE マニュアル(SIRENE Manual) は、委員会実装決定(EU) 2017/1528(OJ L 231, 7.9.2017, p.6-51) によって定められている。

セキュリティインシデントが発生した場合(規則(EU) 2018/1861 の第 45 条参照)における EU 全体の危機管理に関しては、委員会勧告(EU) 2017/1584(OJ L 239, 19.9.2017, p.36-58) の中で詳細に述べられている。

(この参考訳を作成するに際し考慮した事項)

「SIRENE Bureau」の「SIRENE」は、古代ギリシア神話に出てくる海の怪物「Σειρήν」に由来するもので、ラテン語読みでは「シレーネ」、ギリシア語読みでは「セイレーン」、英語読みでは「サイレン」、フランス語読みでは「シレーヌ(sirène)」、ドイツ語読みでは「ジレーヌ(Sirene)」等となる。古代ギリシア神話の中で出てくるセイレーンでは複数形で示されることが多いので、例えば、岩礁の上のアシカやアザラシの群れのように多数個体の「Σειρήνες」が存在することが想定されていたと考えられる。ホメロスの『オデュッセイア(ΟΔΥΣΣΕΙΑ)』の中にも登場する想像上の海の怪物の一種である。

SIS の運営において機能する「SIRENE Bureau」は、SIS の中に入れられ、SIS を照会することによって (hit/no hit システムを介して) 得られる警報 (alert) と関連する情報 (補足情報) の交換のための構成国間の組織的な仕組みの一種である。

SIS の「SIRENE Bureau」は、ギリシア神話のような怪物という意味をもつわけではないが、英語の「サイレン」と同じく、条件に適合しない者 (EU または当該構成国にとって好ましくない者) であることの警報または警報の基礎となる情報を伝達するためのネットワークの構成要素であることを示すと考えることができる。

この参考訳においては、主要各国の発音が当然に異なることを考慮に入れた上で、「SIRENE Bureau」を「SIRENE 事務局」と訳すことにした。

「fingerprint」が指紋を指すものであることは明らかであるが、「dactyloscopic data」をどのように訳すべきかに関しては、若干面倒である。一般的には、「dactyloscopic data」は、規則(EC) No 1987/2006 における「fingerprint data」と同義の趣旨で用いられているので、これを「指紋データ」と訳して差支えないと考えられる。しかしながら、「dactyloscopic data」は、より限定的に、特殊な調査手続の過程において、指紋の画像データとは別のものとして区別し、指紋を構成する要素の照合のために使用されるデータのみを指す場合があり、規則(EU) 2018/1860 及び規則(EU) 2018/1861 では、そのような意味での概念の明確化のために「fingerprint data」に代えて、「dactyloscopic data」を用いることにしたものと考えられる。

この点に関し、個人情報保護委員会から委嘱を受けた株式会社三菱総合研究所の「個人識別符号に関する海外・国内動向の調査研究報告書」(2018年3月)は、「dactyloscopic data」の訳語として「指紋確認データ」を使用している。しかしながら、「dactyloscopy」の訳語の中で比較的普及していると評価可能な訳語は、「指紋検査法」または「指紋法」である。中国語訳としては、「指紋鑑定」との訳語が用いられることがある。

この参考訳においては、以上の諸点を考慮に入れた上で、とりあえず、「dactyloscopic data」を「指紋検査データ」と訳すことにしたが、更に検討を要する。例えば、犯罪捜査において使用される場合に限定するときは、「dactyloscopic data」の訳語は、「指紋鑑識データ」または「指紋鑑別データ」のほうがより妥当であるかもしれない。

なお、EU の国境警備において従来使用されてきた指紋の照合技法 (分岐点の特徴に着目する技法) に関しては、理事会決定 2008/616/JHA (OJ L 210, 6.8.2008, p.12-72) に定める仕様が参考になる。

「a complete or partial copy of the SIS database」は、SIS データベースのミラーサイトまたは仮想化データベースのことを指すと解される。

この参考訳においては、「a complete or partial copy of the SIS database」を「SIS データベースの完全な複製物または部分的な複製物」と訳すことにした。

規則(EU) 2018/1861 の第 45 条第 7 項は、明らかに不完全である。誤記の一種と推定される。この参考訳は、文意を推測し、部分的に意識することにした。

規則(EU) 2018/1861 の第 63 条(4)には疑問があるが、原文のまま訳すことにした。

以上のほかは、後掲規則(EU) 2018/1860 の参考訳、後掲 eu-LISA 規則(EU) 2018/1726 の参考訳、

後掲ETIAS規則(EU)2018/1240の参考訳、後掲規則(EU)2018/1725の参考訳、後掲EPPO理事会規則(EU)2017/1939の参考訳及び後掲NIS指令(EU)2016/1148の参考訳・改訂版の各冒頭部分で述べたとおりである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

規則(EU)2018/1860の参考訳は、法と情報雑誌4巻4号69～88頁にある。規則(EU)2018/1241による改正後のEuropol規則(EU)2016/794の参考訳は、法と情報雑誌4巻4号8～68頁にある。決定2009/371/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻2号31～98頁にある。決定2009/934/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻2号99～113頁にある。決定2009/935/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻2号114～118頁にある。決定2009/936/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻2号119～139頁にある。決定2009/968/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻2号140～154頁にある。決定2002/187/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻4号126～152頁にある。決定2003/659/JHA及び決定2009/426/JHAによる改正後のEurojust決定2002/187/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻4号81～125頁にある。決定2009/426/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻4号36～80頁にある。EPPO理事会規則(EU)2017/1939の参考訳は、法と情報雑誌3巻1号1～91頁にある。

eu-LISA規則(EU)2018/1726の参考訳は、法と情報雑誌4巻3号138～188頁にある。ETIAS規則(EU)2018/1240の参考訳は、法と情報雑誌4巻3号42～137頁にある。入国／出国システム(EES)規則(EU)2017/2226の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌4巻3号233～329頁にある。規則(EU)2016/399(シェンゲンボーダーコード)の参考訳は、法と情報雑誌2巻7号1～82頁にある。規則(EU)2016/1624の参考訳は、法と情報雑誌2巻6号1～98頁にある。VIS規則(EC)No767/2008の参考訳は、法と情報雑誌2巻5号1～59頁にある。理事会決定2008/616/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻9号116～200頁にある。

NIS指令(EU)2016/1148の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻8号120～163頁にある。NIS指令の委員会実装規則(EU)2018/151の参考訳は、法と情報雑誌3巻5号192～198頁にある。OLAF規則(EU, Euratom)No883/2013の参考訳は、法と情報雑誌2巻4号1～35頁にある。規則(EC)No1073/1999の参考訳は、法と情報雑誌2巻3号156～171頁にある。委員会勧告(EU)2017/1584の参考訳は、法と情報雑誌3巻7号293～327頁にある。指令(EU)2017/541の参考訳は、法と情報雑誌2巻8号1～29頁にある。理事会決定2005/671/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻8号30～37頁にある。指令(EU)2017/541による一部改正後の理事会決定2005/671/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻8号38～40頁にある。

規則(EU)2018/1725の参考訳は、法と情報雑誌4巻1号1～81頁にある。規則(EU)2016/679(一般データ保護規則)の参考訳・再訂版は、法と情報雑誌3巻5号1～114頁にある。指令(EU)2016/680の参考訳は、法と情報雑誌2巻1号141～169頁にある。規則(EC)No45/2001の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻5号111～146頁にある。PNR指令(EU)2016/681の参考訳は、法と情報雑誌2巻3号119～155頁にある。API指令2004/82/ECの参考訳は、法と情報雑誌2巻5号60～70頁にある。税関のための情報技術の利用に関する2009年11月30日の決定2009/917/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻2号1～30頁にある。委員会決定(EU)2019/236の参考訳は、法と情報雑誌4巻3号189～197頁にある。個人データの自動的な処理と関連する個人の保護に関する条約(ETS No.108)の参考訳は、法と情報雑誌1巻4号1～20頁にある。警察分野における個人データの利用に関する勧告

No. R (87) 15 の参考訳は、法と情報雑誌1巻6号140～149頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した参考文献のほか、瀬戸洋一『サイバーセキュリティにおける生体認証技術』(共立出版、2002)、Dan Shoemaker & Kenneth Sigler, *Cybersecurity: Engineering a Secure Information Technology Organization*, Course Technology (2014)を参考にした。

\*\*\*

**国境検問の分野におけるシェンゲン情報システム(SIS)の  
構築、運営及び利用に関する、並びに、シェンゲン協定実装条約を改正し、  
及び、規則(EC) No 1987/2006 を廃止する  
欧州議会及び理事会の 2018 年 11 月 28 日の規則(EU) 2018/1861**

欧州議会及び欧州連合の理事会は、  
欧州連合の機能に関する条約、並びに、とりわけ、その第 77 条第 2 項(b)及び(d)並びに第 79 条第 2 項(c)に鑑み、  
欧州委員会からの提案に鑑み、  
立法案を構成国の議会に送付した後、  
通常の立法手続に従って審議し<sup>1</sup>、  
以下のとおりであるので、この規則を採択する。

- (1) シェンゲン情報システム(SIS)は、欧州連合の枠組み内に統合されたものとしてのシェンゲン協定の条項の適用のための基本的なツールを構成している。SIS は、職務権限を有する国内機関の間における、とりわけ、国境警備隊、警察、税関当局、移民当局、及び、犯罪行為の防止、検知もしくは捜査または刑罰の執行について職責を負う機関の間における業務遂行上の協力を支援することによって、欧州連合の自由、安全及び法務の領域における高いレベルの安全を維持することに貢献する重要な代償手段の 1 つである。
- (2) SIS は、それらの諸国の共通国境の検問の段階的な廃止に関するベネルクス経済連合諸国、ドイツ連邦共和国及びフランス共和国の政府間の 1985 年 6 月 14 日のシェンゲン協定を実装する 1990 年 6 月 19 日の条約(シェンゲン協定実装条約)<sup>2</sup>の第 IV 款の条項によって最初に設置された。第 2 世代の SIS (SIS II) の開発は、理事会規則(EC) No 2424/2001<sup>3</sup>及び理事会決定 2001/886/JHA<sup>4</sup>により、欧州委員会に対して委託された。その後、SIS II は、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 1987/2006<sup>5</sup>及び理事会決定 2007/533/JHA<sup>6</sup>によって構築された。SIS II は、シェンゲン協定実装条約によって構築されたものとしての SIS と置き換わった。
- (3) SIS II の業務開始の 3 年後、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、規則(EC) No 1987/2006 及び決定 2007/533/JHA に従い、このシステムの評価を実施した。2016 年 12 月 21 日、欧州委員会は、規則(EC) No 1987/2006 の第 24 条第 5 項、第 43 条第 3 項及び第 50 条第 5 項、決定 2007/533/JHA の第 59 条第 3 項及び第 66 条第 5 項に従い、第 2 世代シェンゲン情報システム (SIS II) の評価に関する報告書並びにそれに附属するスタッフ作業文書を提出した。それらの文

<sup>1</sup> 欧州議会の 2018 年 10 月 24 日付け意見書(官報未登載)及び理事会の 2018 年 11 月 19 日付け決定。

<sup>2</sup> OJ L 239, 22.9.2000, p.19.

<sup>3</sup> 第 2 世代シェンゲン情報システム(SIS II)の開発に関する 2001 年 12 月 6 日の理事会規則(EC) No 2424/2001 (OJ L 328, 13.12.2001, p.4)

<sup>4</sup> 第 2 世代シェンゲン情報システム(SIS II)の開発に関する 2001 年 12 月 6 日の理事会決定 2001/886/JHA (OJ L 328, 13.12.2001, p.1)

<sup>5</sup> 第 2 世代シェンゲン情報システム(SIS II)の構築、運営及び利用に関する欧州議会及び理事会の 2006 年 12 月 20 日の規則(EC) No 1987/2006 (OJ L 381, 28.12.2006, p.4)

<sup>6</sup> 第 2 世代シェンゲン情報システム(SIS II)の構築、運営及び利用に関する 2007 年 6 月 12 日の理事会決定 2007/533/JHA (OJ L 205, 7.8.2007, p.63)

書の中で示された勧告は、この規則の中において、しかるべく反映されなければならない。

- (4) この規則は、欧州連合の機能に関する条約(TFEU)の第3部第V款第2章の適用範囲内にある事項に関し、SIS のための法的根拠を構成する。欧州議会及び理事会の規則(EU) 2018/1862<sup>1</sup>は、TFEU の第3部第V款の第4章及び第5章の適用範囲内にある事項に関し、SIS のための法的根拠を構成する
- (5) SIS の法的根拠が別の法律文書によって構成されているということは、SIS が、そのような情報システムとして運営されるべき単一の情報システムを構成するという基本原則に対して影響を与えない。そのことは、補足情報の交換を確保するための SIRENE 事務局と呼ばれる単一の国内事務局のネットワークを含める。それゆえ、それらの法律文書の一定の条項は、同一のものでなければならない。
- (6) SIS の目的、その技術アーキテクチャの一定の構成要素、及び、その資金調達を定め、そのエンドツーエンドの運営及び利用に関する規定を定め、そして、職責を定める必要がある。システムの中に入れられるデータの類型、そのデータが入れられ、処理される目的、そして、それらのデータを入れる基準も定められる必要がある。警報の削除、データへのアクセスの承認を受ける機関、生体データの利用を規律すること、並びに、データ保護及びデータ処理の規定を別に定めることも必要である。
- (7) SIS の中にある警報は、ある者を識別するため、及び、実施される行動のために必要となる情報のみを含める。それゆえ、構成国は、それが必要なときは、警報と関連する補足情報を交換しなければならない。
- (8) SIS は、1 つの中央システム(中央 SIS)及び複数の国内システムを含む。国内システムは、複数の構成国によって共有され得る SIS データベースの完全な複製物または部分的な複製物を含め得るものである。SIS が、保安及び実効的な国境管理を確保するための欧州内の最も重要な情報交換の道具であることを考慮すると、中央レベル及び国内レベルの業務遂行において、途切れることのない運営を確保する必要性がある。SIS の可用性は、中央レベル及び構成国レベルにおいて詳細な監視に服するものとしなければならない。また、エンドユーザのいかなる可用性喪失のインシデントも登録され、かつ、国内レベル及び欧州連合レベルにおいて、利害関係者に対して報告されなければならない。各構成国は、その構成国の国内システムのためのバックアップを設けなければならない。構成国は、多重化され、かつ、物理的及び地理的に区分された接続点をもつことにより、中央 SIS との間の途切れることのない接続性も確保しなければならない。中央 SIS 及び通信インフラは、1日24時間、週7日間の SIS の稼働が確保されるような態様により運営されなければならない。それゆえ、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2018/1726<sup>2</sup>によって設置された自由、安全及び法務の領域における大規模 IT システムの業務運営管理のための欧州連合局(「eu-LISA」)は、独立の影響評価及び費用対効果分析に従い、SIS の途切れることのない可用性を強化するための技術ソリューションを実装しなければならない。

<sup>1</sup> 警察共助及び刑事司法共助の分野におけるシェンゲン情報システム(SIS)の構築、運営及び利用に関する、並びに、理事会決定 2007/533/JHA を改正及び廃止し、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 1986/2006 及び委員会決定 2010/261/EU を廃止する欧州議会及び理事会の 2018 年 11 月 28 日の規則(EU) 2018/1862(この官報の 56 頁参照)

<sup>2</sup> 自由、安全及び法務の領域における大規模 IT システムの業務運営管理のための欧州連合局(eu-LISA)に関する、並びに、規則(EC) No 1987/2006 及び理事会決定 2007/533/JHA を改正し、規則(EU) No 1077/2011 を廃止する欧州議会及び理事会の 2018 年 11 月 14 日の規則(EU) 2018/1726(OJ L 295, 21.11.2018, p.99)

- (9) 警報によって求められる行動に関する補足情報の交換のための詳細な規則を定めるマニュアル(「SIRENE マニュアル」)を維持管理する必要がある。SIRENE 事務局は、迅速かつ効率的な態様によるそのような情報の交換を確保しなければならない。
- (10) 警報の中で指示された執るべき行動に関する情報を含め、補足情報の効率的な交換を確保するため、利用可能な資源及び利用者の訓練並びに他の SIRENE 事務局から受けた照会のための応答時間に関する要件を定めることにより、SIRENE 事務局の稼働を強化することが適切である。
- (11) 構成国は、その構成国の SIRENE 事務局の職員が、その職務を遂行するために必要となる言語能力並びに関連する法律及び手続規則の知識をもつことを確保しなければならない。
- (12) SIS の稼働から全面的に利益を享受できるようにするため、構成国は、エンドユーザ及び SIRENE 事務局の職員が、データセキュリティ、データ保護及びデータの品質に関するものを含め、定期的に訓練を受けることを確保しなければならない。SIRENE 事務局は、訓練計画の策定に関与しなければならない。可能な範囲内で、SIRENE 事務局は、少なくとも年 1 回、他の SIRENE 事務局との間の職員の交替も定めなければならない。構成国は、職員の交替によって技能及び経験が喪失することを避けるための適切な措置を講ずることが推奨される。
- (13) SIS の中心的なコンポーネントの業務運営管理は、eu-LISA によって実施される。eu-LISA が、中央 SIS 及び通信インフラの業務運営管理の全ての側面を包摂する必要な資金及び人的資源を投ずることを可能とするため、この規則は、とりわけ、補足情報の交換の技術的側面に関し、その職務を詳細に定めなければならない。
- (14) SIS の中に入れられるデータの正確性についての構成国の職責を妨げることなく、また、品質の調整者としての SIRENE 事務局の役割を妨げることなく、eu-LISA は、中央データ品質監視ツールを導入することにより、データの品質を強化することについて職責を負わなければならない。かつ、欧州委員会及び構成国に対し、定期的に、報告書を提出しなければならない。欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、対処されたデータ品質上の問題に関し、報告しなければならない。SIS 内のデータの品質を更に向上させるため、eu-LISA は、国内訓練組織に対し、並びに、可能な範囲内において、SIRENE 事務局及びエンドユーザに対し、SIS の利用に関する訓練も提供しなければならない。
- (15) SIS の利用をより良く監視できるようにするため、並びに、移民圧力及び国境管理に関する傾向を分析するため、eu-LISA は、データの完全性を損なうことなく、構成国、欧州議会、理事会、欧州委員会、Europol 及び欧州国境沿岸警備局に対して統計を報告するための最新の能力を開発できなければならない。それゆえ、中央リポジトリが設置される。そのリポジトリの中に保持される統計またはそのリポジトリから得られる統計は、いかなる個人データも含めてはならない。構成国は、この規則に基づき、監督機関と欧州データ保護監督官との間の協力の枠組みの中におけるアクセスの権利、不正確なデータの訂正の権利及び違法に記録保存されたデータの削除の権利の行使に関する統計を送付する。
- (16) エンドユーザが、警報を基礎として、即座に決定の通知を受けることを可能とするため、新たなデータ類型が SIS の中に導入されなければならない。それゆえ、入国及び滞在の拒否の警報は、その警報が基礎とする決定と関係する情報を含めるものとしなければならない。更に、識別を容易にし、かつ、複数の識別名を検知するため、そのような情報を利用可能なときは、警報は、関係する個人の身分証明文書の参照またはその文書の番号、及び、可能なときはカラーで、その文書の複製物を含めなければならない。



- (17) 職務権限を有する機関は、それが厳格に必要な場合、刺青、傷跡または癍痕のような、個人の変更されない、特定の、客観的で物理的な特徴と関連する個別の情報を SIS の中に入れることができるものとすべきである。
- (18) 誤った該当ありのリスク及び無用な業務遂行活動をミニマム化するため、警報を作成する際、それが利用可能なときは、全ての関連データ、とりわけ、関係する個人の名が挿入されなければならない。
- (19) その検索が適法であるか否かを確認するため、データ処理の適法性を監視するため、国内システムの適正な稼働を自己監視し、確保するため、並びに、データの完全性及び安全性のための履歴(ログ)の保存を除き、SIS は、検索を実施するために使用されるいかなるデータも記録保存してはならない。
- (20) SIS は、関係する個人の信頼できる識別を補助するため、生体データの処理を許容しなければならない。SIS の中への写真、顔画像または指紋検査データの入力、及び、そのようなデータの利用は、求められる目的のために必要なところに限定されなければならない。欧州連合法によって承認されなければならない。児童の最善の利益を含め、基本的な権利を尊重しなければならない。かつ、この規則に定めるデータ保護に関する関連条項を含め、データ保護に関する欧州連合法に従うものでなければならない。同様の観点から、誤認から生ずる不都合を避けるため、SIS は、適切な安全性確保措置に服し、個々のデータ類型について、特に掌紋について、関係する個人の同意を獲得することに服し、そして、その個人データが適法に処理され得る目的という厳格な制限に服し、その識別子が濫用された個人に関するデータの処理も許容されなければならない。
- (21) 欧州議会及び理事会の指令(EU) 2016/680<sup>1</sup>の第4条、並びに、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/679<sup>2</sup>の第5条に定める基本原則に従い、エンドユーザが、毎回、国内警察データベースまたは移民データベース内の検索を実施する権利をもち、それと並行して、彼らが SIS も検索できるようにするため、構成国は、必要な技術上の手配を行わなければならない。その技術的な手配は、SIS が、域内国境のない領域における重要な代償手段として機能し、かつ、犯罪の国境を越える局面及び犯罪者のモビリティにより良く対応することを確保するものでなければならない。
- (22) この規則は、識別の目的及び確認の目的のための指紋検査データ、写真及び顔画像の利用のための条件を定めなければならない。顔画像及び写真は、識別の目的のために、通常の間境入国地点の過程の中に限り、最初に使用されるものとしなければならない。そのような利用は、欧州委員会によるその技術の可用性、信頼性及び成熟性を確認する報告に服さなければならない。
- (23) 関連国内指紋データベース内において同時に検索が実施されることを条件として、それらの指紋または掌紋が重大犯罪またはテロリスト行為の実行者に属するという高度の蓋然性が確定され得る場合、犯罪現場において発見された完全なセットまたは不完全なセットの指紋または掌紋を使用して、SIS 内に記録保存された指紋検査データを検索することが許容されなければならない。生体データの記録保存に適用される品質基準を確認することに、特に注意が払われなければならない。

<sup>1</sup> 犯罪行為の防止、捜査、検知もしくは訴追または刑罰の執行の目的のための職務権限を有する機関による個人データの処理と関連する自然人の保護、並びに、そのデータの支障のない移動に関する、並びに、理事会枠組み決定 2008/977/JHA を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の指令(EU) 2016/680(OJ L 119, 4.5.2016, p.89)

<sup>2</sup> 個人データの処理と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則(EU) 2016/679(一般データ保護規則)(OJ L 119, 4.5.2016, p.1)

- (24) 他の手段によっては個人の同一性が確認され得ない場合においては、識別を試みるため、指紋検査データが使用されるべきである。全ての場合において、指紋検査データを使用することによって個人を識別することが許容されなければならない。
- (25) 構成国は、SIS の中にある警報の間のリンクを設けることができるものとすべきである。複数の警報の間の関連性を確定することは、執られるべき行動、警報の見直し期間、または、警報へのアクセスの権利に対して何らの影響も与えてはならない。
- (26) 欧州議会及び理事会の指令 2008/115/EC<sup>1</sup>に基づく手続に従い、職務権限を有する国内機関から発された全ての入国禁止を SIS の中に入れることを義務化することによって、そして、不法滞在する第三国国民の帰国を根拠とする入国及び滞在の拒否の警報を入れることに関する共通の規定を定めることによって、より高いレベルの実効性、整合性及び一貫性が達成され得る。構成国は、関係する第三国国民がシェンゲン圏を去る時と SIS 内の警報がアクティブ化される時との間に時間の齟齬が存在しないことを確保するために必要となる全ての措置を講じなければならない。その措置は、シェンゲン圏への再入国を実効的に阻止する対外国境入国地点における入国禁止の執行を確保するものでなければならない。
- (27) その者に関して入国及び滞在の拒否に関する決定が行われた者は、当該決定を不服として、不服申立てをする権利をもつものとしなければならない。不服申立ての権利は、その決定が帰国と関連するものである場合、指令 2008/115/EC を遵守しなければならない。
- (28) この規則は、ある構成国において第三国国民が有効な居住許可または長期滞在査証を保有し、または、それを獲得し得る場合において、別の構成国が、当該第三国国民に関する入国及び滞在の拒否の警報を入れる予定であり、または、既に入れた場合における国内機関の協議及び通知に関する義務規定を定めなければならない。そのような状況は、国境警備隊、警察及び移民当局に対し、深刻な不確実性を生じさせることになる。それゆえ、その構成国の領土内に適法に居住する権利をもつ第三国国民が問題なく当該構成国の領土に入ること、及び、入国の資格をもたない第三国国民がそのようにすることを妨げられないことを確保するため、確定的な結果をもたらす迅速な協議を求める義務的な期限を定めることが適切である。
- (29) 構成国間の協議の後、SIS 中の警報が削除される場合、発行構成国は、その構成国の国内警報リスト上に関する第三国国民を記録したままとし得るものとすべきである。
- (30) この規則は、欧州議会及び理事会の指令 2004/38/EC<sup>2</sup>の適用を妨げてはならない。
- (31) 警報は、それらの警報が入れられた個別の目的を満たすために要する期間内だけ、SIS 中に保存されるものとしなければならない。SIS 中に警報が入れられた時から 3 年以内に、発行構成国は、その警報を保持すべき必要性を見直さなければならない。ただし、その警報が基礎とする国内決定が 3 年よりも長い有効期限を定めている場合、その警報は、5 年以内に見直されなければならない。個人に関する警報を保持する決定は、個人の包括的な評価を基礎としなければならない。構成国は、事前に定められた見直し期限内に、個人に関する警報を見直さなければ

<sup>1</sup> 不法滞在する第三国国民の帰国に関する構成国の共通の基準及び手続に関する欧州議会及び理事会の 2008 年 12 月 16 日の指令 2008/115/EC(OJL 348, 24.12.2008, p.98)

<sup>2</sup> 構成国の領土内において欧州連合の市民及びその家族が支障なく移動し居住する権利に関する、並びに、規則 (EEC) No 1612/68 を改正し、指令 64/221/EEC、指令 68/360/EEC、指令 72/194/EEC、指令 73/148/EEC、指令 75/34/EEC、指令 75/35/EEC、指令 90/364/EEC、指令 90/365/EEC 及び指令 93/96/EEC を廃止する欧州議会及び理事会の 2004 年 4 月 29 日の指令 2004/38/EC(OJL 158, 30.4.2004, p.77)

- ならず、かつ、保持期間が延長された個人に関する警報の数の統計を維持しなければならない。
- (32) SISの中に警報を入れること、及び、SISの中にある警報の期限を延長することは、具体的な案件が、SISの中に警報を入れる根拠を満たすために十分な適切性、関連性及び重要性のあるものであるか否かの検討を含む比例性の要件に服するものとしなければならない。テロリスト行為が関係する場合、SIS内の警報の根拠として十分な適切性、関連性及び重要性があると判断されるべきである。公共の安全または国家安全保障上の理由に関し、構成国は、それが公的または法律上の調査、捜査または手続の妨げとなり得るおそれがある場合、例外として、SISの中に警報を入れることを控えることが認められるものとしなければならない。
- (33) SISのデータの完全性は、最も重要なものである。それゆえ、データのエンドツーエンドの安全性を確保するため、中央レベル及び国内レベルにおいて、SISのデータを処理するための適切な安全性確保措置が定められなければならない。データ処理に関与する機関は、この規則のセキュリティの要件によって拘束され、統一的なインシデント通報手続に服するものとしなければならない。それらの機関の職員は、適切に訓練を受け、かつ、それに関する違反行為及び制裁について説明を受けるものとしなければならない。
- (34) SISの中で処理されるデータ及びこの規則によって交換される関連補足情報は、第三国または国際機関に対して移転され、または、利用できるようにされてはならない。
- (35) 構成国の領土に入国及び滞在するための第三国国民の権利に関し、並びに、不法滞在中の第三国国民の帰国に関し決定する際、移民当局の仕事の効率性を拡大するため、それらの当局に対し、この規則に基づくSISへのアクセスを与えることが適切である。
- (36) 個人データの処理に関するこの規則の中に定めるより細目的な規定を妨げることなく、そのような処理が、テロリスト行為またはそれ以外の重大犯罪行為の防止、捜査、検知または捜査の目的のために職務権限を有する国内機関によって実施される場合を除き、規則(EU) 2016/679は、この規則に基づく構成国による個人データの処理に適用されなければならない。
- (37) この規則に定めるより細目的な規定を妨げることなく、指令(EU) 2016/680によって採択された国内法、規則及び行政規則は、テロリスト行為またはそれ以外の重大犯罪行為の防止、捜査、検知または捜査の目的のため、または、刑罰の執行の目的のために職務権限を有する国内機関によって、この規則に基づいて実施される個人データの処理に適用されなければならない。テロリスト行為またはそれ以外の重大犯罪行為の防止、捜査、検知または捜査、または、刑罰の執行について職責を負う職務権限を有する国内機関によるSISの中に入れられたデータへのアクセス及びそのようなデータを検索する権利は、この指令の全ての関連条項、並びに、国内法へ国内法化されたものとしての指令(EU) 2016/680の関連条項、とりわけ、指令(EU) 2016/680に示す監督機関による監視に服さなければならない。
- (38) 欧州議会及び理事会の規則(EU) 2018/1725<sup>1</sup>は、この規則に基づくそれらの機関の職責を実施する際、欧州連合の機関及び組織による個人データの処理に適用されなければならない。
- (39) 欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/794<sup>2</sup>は、この規則に基づくEuropolによる個人データの処

<sup>1</sup> 欧州連合の機関、組織、事務局及び部局による個人データの処理と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する、並びに、規則(EC) No 45/2001及び決定No 1247/2002/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2018年10月23日の規則(EU) 2018/1725 (OJ L 295, 21.11.2018, p.39)

<sup>2</sup> 欧州連合法執行協力局(Europol)の設置に関する、並びに、理事会決定2009/371/JHA、理事会決定2009/934/JHA、理事会決定2009/935/JHA、理事会決定2009/936/JHA及び理事会決定2009/968/JHAを廃止する欧州議会及び理事会の

理に適用されなければならない。

- (40) SIS を利用する際、職務権限を有する機関は、そのデータが処理される者の尊厳及び完全性が尊重されることを確保しなければならない。この規則の目的のための個人データの処理は、性、人種または民族的な出自、信教または信条、障害、年齢または性的指向を根拠とする個人の差別をもたらしてはならない。
- (41) 機密性が関係する範囲内において、理事会規則(EEC, Euratom, ECSC) No 259/68<sup>1</sup>に定める欧州連合の官吏の職員規則及び欧州連合のその他の公務員の雇用条件(「職員規則」)は、SIS との関係において雇用され、業務に従事する官吏またはそれ以外の公務員に適用されなければならない。
- (42) 構成国及び eu-LISA の両者は、セキュリティ上の義務の実装を容易にするためのセキュリティ計画を維持管理しなければならない。かつ、セキュリティ上の問題に対して共通の観点から対処するため、相互に協力しなければならない。
- (43) 規則(EU) 2016/679 及び指令(EU) 2016/680 に示す独立の国内監督機関(「監督機関」)は、補足情報の交換を含め、この規則に基づく構成国による個人データの処理の適法性を監視しなければならない。監督機関は、その職務を遂行するための十分な資源を与えられなければならない。SIS の中に記録保存された彼らの個人データへのアクセス、その訂正及び削除のためのデータ主体の権利、国内裁判所における事後的な救済、並びに、判決の相互承認が定められなければならない。構成国からの年次統計を要求することが適切である。
- (44) 監督機関は、少なくとも4年に1回、国際的な監査基準に従い、その監督機関の構成国の国内システムにおけるデータ処理業務の監査が実施されることを確保しなければならない。その監査は、その監督機関によって実施されなければならない。または、その監督機関は、独立のデータ保護監査人に対して監査を直接に命じなければならない。独立の監査人は、関係する監督機関の監督及び職責の下にあるものとされなければならない。それゆえ、その監督機関は、監査人自身に対して指示を与え、かつ、監査のための明確に定義された目的、適用範囲及び手法、並びに、監査及びその最終結果と関係する指導及び監督を提供しなければならない。
- (45) 欧州データ保護監督官は、この規則に基づく個人データの処理との関係において、欧州連合の機関及び組織の活動を監視しなければならない。欧州データ保護監督官及び監督機関は、SIS の監視において、相互に協力しなければならない。
- (46) 欧州データ保護監督官は、生体データの専門知識をもつ者による補佐を含め、この規則に基づき欧州データ保護監督官に託された職務を満了するための十分な資源を与えられなければならない。
- (47) 欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/794 は、Europol が、テロリズム及び重大犯罪との闘いにおいて職務権限を有する国内機関によって実施される活動及びそれらの機関の協力を支援し、強化すること、並びに、分析及び脅威評価を提供することを定めている。とりわけ、欧州密入国センター内において、Europol がその職務を実施することを容易にするため、Europol が、この規則に定める類型の警報へのアクセスを可能とすることが適切である。
- (48) (特に彼らの移動の監視が重要な場合において)とりわけ、外国人テロリスト戦闘員に関し、テロリ

---

2016年5月11日の規則(EU) 2016/794(OJ L 135, 24.5.2016, p. 53)

<sup>1</sup> OJ L 56, 4.3.1968, p.1

ズムに関する情報共有の間隙を埋めるため、構成国は、Europol との間におけるテロリズム関連活動に関する情報を共有することが推奨される。この情報共有は、関係する警報に関し、Europol との間での補足情報の交換によって実施されなければならない。その目的のために、Europol は、通信インフラとの接続を設けなければならない。

- (49) この規則及び規則(EU) 2016/794 に定めるデータ保護の基準が遵守されることを条件として、Europol が SIS を包括的に使用可能とするため、SIS のデータの処理及びダウンロードに関して Europol に適用される明確な規定を定める必要がある。SIS の中において Europol によって実施された検索により、構成国によって入れられた警報の存在が明らかとなった場合、Europol は、求められる行動を執ることができない。それゆえ、Europol は、関係する構成国に対し、当該構成国がその案件をフォローアップできるようにするため、それぞれの SIRENE 事務局との間の補足情報の交換によって、情報提供しなければならない。
- (50) 欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/1624<sup>1</sup>は、同規則の目的のために、国境検問、国境監視及び帰国に関する業務遂行計画の中で定められる業務遂行上の目的を満たすためにその照会が必要である場合、欧州国境沿岸警備局によって配置される同規則の第 2 条(8)に示すチームの構成員に対し、欧州連合のデータベースを照会することをホスト構成国が承認すべきことを定めている。欧州連合のそれ以外の部局、とりわけ、欧州庇護支援局及び Europol もまた、移民管理支援チームの一員として、それらの欧州連合の部局の職員ではない専門家を配置できる。同規則の第 2 条(8)及び(9)に示すチームを配置する目的は、要請元構成国に対し、特に、尋常ではない移民上の問題を直面している構成国に対し、技術上及び業務遂行上の強化を提供することである。同規則の第 2 条(8)及び(9)に示すチームに関し、それらのチームの職務を果たすため、それらのチームは、中央 SIS に接続されている欧州国境沿岸警備局の技術インタフェイスを介して、SIS へのアクセスを要求する。規則(EU) 2016/1624 の第 2 条(8)及び(9)に示すチームによって、または、職員のチームによって実施された SIS 内の検索により、ある構成国によって入れられた警報の存在が明らかにされた場合、そのチームの構成員またはその職員は、ホスト構成国からそのようにすることの承認を受けている場合を除き、求められた行動を執ることができない。それゆえ、ホスト構成国は、その案件をそのホスト構成国がフォローアップできるようにするため、情報提供を受けるものとしなければならない。そのホスト構成国は、発行構成国に対し、補足情報の交換によって、その該当ありを通知しなければならない。
- (51) その技術的であり、高度に詳細であり、かつ、頻繁に変化する性質に鑑み、SIS の一定の側面は、この規則によって独占的に包摂され得ない。それらの側面は、例えば、データの入力、データのアップデート、削除及び検索、データの品質に関する規則、並びに、生体データに関する規則、警報の互換性及び優先順序、複数の警報間のリンクに関する規則、補足情報の交換に関する規則を含む。それゆえ、欧州委員会に対し、それらの側面に関する実装権限が与えられなければならない。警報の検索に関する技術規則は、国内アプリケーションの円滑な運営を考慮に入れなければならない。
- (52) この規則の実装に関する統一的な条件を確保するため、欧州委員会に対し、実装権限が与えら

<sup>1</sup> 欧州国境沿岸警備に関する、並びに、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/399 を改正し、欧州議会及び理事会の規則(EC) 863/2007、理事会規則(EC) No 2007/2004 及び理事会決定 2005/267/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 9 月 14 日の規則(EU) 2016/1624 (OJ L 251, 16.9.2016, p. 1)

れなければならない。それらの権限は、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 182/2011<sup>1</sup>に従って行使されなければならない。この規則及び規則(EU) 2018/1862 に基づく実装行為の採択のための手続も同じでなければならない。

- (53) 透明性を確保するため、この規則による SIS の運営開始の2年後、eu-LISA は、それらのセキュリティを含め、中央 SIS 及び通信インフラの技術的な稼働に関する報告書、並びに、補足情報の2国間交換及び多国間交換に関する報告書を作成する。全体評価書は、4年毎に、欧州委員会によって発行されなければならない。
- (54) SIS の円滑な稼働を確保するため、欧州委員会に対し、TFEU の第290条に従い、通常の国境入国地点の過程以外の、写真及び顔画像が個人の識別のために使用され得る状況の決定に関する行為を採択する権限が委任されなければならない。その準備作業の間、専門家レベルのものを含め、欧州委員会が適切に協議を実施すること、及び、より良い立法に関する2016年4月13日の機関間合意<sup>2</sup>に定める基本原則に従ってそれらの協議が実施されることは、特に重要なことである。とりわけ、委任される行為の準備における平等な関与を確保するため、欧州議会及び理事会は、構成国の専門家と同時に、全ての文書を受け取り、かつ、欧州議会及び理事会の専門家は、自動的に、委任される行為の準備を取り扱う欧州委員会の専門家グループの会合へのアクセスをもつ。
- (55) この規則の目的、すなわち、欧州連合の情報システムの構築及び規制並びに関連する補足情報の交換は、構成国によっては十分に達成され得ず、それらの性質のゆえに、欧州連合のレベルでより良く達成され得るものであるため、欧州連合は、欧州連合条約(TEU)の第5条に定める補完性の原則に従い、措置を採択できる。同条に定める比例性の原則に従い、この規則は、その目的を達成するために必要となることを越えることがない。
- (56) この規則は、基本的な権利を尊重し、欧州連合基本権憲章によって認められた基本原則を尊重する。とりわけ、この規則は、欧州連合の領域内に居住する全ての者の安全な環境、並びに、非正規の移民の虐待及び人身取引からの保護を確保することを求めつつ、欧州連合基本権憲章の第8条による個人データの保護を全面的に尊重する。児童と関係する案件においては、児童の最善の利益が第一次的に考慮されなければならない。
- (57) 国内システムのアップグレード及びこの規則に掲げられている新たな機能の実装に予想される費用は、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 515/2014<sup>3</sup>のスマート国境の予算線よりも低い額のみである。それゆえ、規則(EU) No 515/2014 に従った対外国境全体を通じた移民の流れの管理を支援する IT システムの開発のために配分される基金は、構成国及び eu-LISA に割り当てられなければならない。SIS のアップグレード及びこの規則の実装の財政上の費用は、監視されなければならない。予想される費用がより高額のものであるときは、構成国を支援するため、適用される多年度財政枠組みを満たして、欧州連合の基金が利用できるようにされなければならない。
- (58) TEU 及び TFEU に附属するデンマークの地位に関する議定書第22号の第1条及び第2条に従い、デンマークは、この規則の採択に参加せず、この規則によって拘束されることがなく、

<sup>1</sup> 欧州委員会の実装権限の行使の構成国による監督のための仕組みに関する規則及び一般原則を定める欧州議会及び理事会の2011年2月16日の規則(EU) No 182/2011 (OJ L 55, 28.2.2011, p.13)

<sup>2</sup> OJ L 123, 12.5.2016, p.1.

<sup>3</sup> 域内治安基金の一部として対外国境及び査証のための資金支援のための手段を定め、決定 No 574/2007/EC を廃止する欧州議会及び理事会の2014年4月16日の規則(EU) No 515/2014 (OJ L 150, 20.5.2014, p.143)

または、この規則の適用に服さない。この規則がシェンゲン協定を基礎とすることに鑑み、デンマークは、同議定書の第4条に従い、この規則に関して理事会が決定した後の6か月の期間内に、その国内法の中にこの規則を実装するか否かを決定する。

- (59) 理事会決定 2000/365/EC<sup>1</sup>に従い、この規則は、英国が参加しないシェンゲン協定の条項の発展を構成する;それゆえ、英国は、この規則の採択に参加せず、かつ、この規則に拘束されることがなく、または、その適用に服さない。
- (60) 理事会決定 2002/192/EC<sup>2</sup>に従い、この規則は、アイルランドが参加しないシェンゲン協定の条項の発展を構成する;それゆえ、アイルランドは、この規則の採択に参加せず、かつ、この規則に拘束されることがなく、または、その適用に服さない。
- (61) アイスランド及びノルウェーに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのアイスランド共和国及びノルウェー王国の参加に関する欧州連合の理事会並びにアイスランド共和国及びノルウェー王国の間で締結された協定<sup>3</sup>の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 1999/437/EC<sup>4</sup>の第1条のGに示す領域の範囲内にある。
- (62) スイスに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で締結された協定<sup>5</sup>の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 2008/146/EC<sup>6</sup>の第3条を重疊的に適用して読み替えられる決定 1999/437/EC の第1条のGに示す領域の範囲内にある。
- (63) リヒテンシュタインに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で締結された協定へのリヒテンシュタイン公国の加入に関する欧州連合、欧州共同体、スイス連邦及びリヒテンシュタイン公国の間の議定書<sup>7</sup>の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 2011/350/EU<sup>8</sup>の第3条を重疊的に適用して読み替えられる決定 1999/437/EC の第1条のGに示す領域の範囲内にある。
- (64) ブルガリア及びルーマニアに関しては、この規則は、2005年加入法の第4条第2項に意味におけるシェンゲン協定またはそれと関連する他の法規範を基礎とする行為を構成し、かつ、理事会

<sup>1</sup> シェンゲン協定の幾つかの条項に参加するためのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の要請に関する 2000年5月29日の理事会決定 2000/365/EC(OJ L 131, 1.6.2000, p.43)

<sup>2</sup> シェンゲン協定の幾つかの条項に参加するためのアイルランドの要請に関する 2002年2月28日の理事会決定 2002/192/EC(OJ L 64, 7.3.2002, p.20)

<sup>3</sup> シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのアイスランド及びノルウェーの参加に関して欧州連合並びにアイスランド共和国及びノルウェー王国の間で締結された協定の適用のための一定の覚書に関する 1999年5月17日の理事会決定 1999/437/EC(OJ L 176, 10.7.1999, p.31)

<sup>4</sup> OJ L 176, 10.7.1999, p.36.

<sup>5</sup> OJ L 53, 27.2.2008, p.52.

<sup>6</sup> シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で締結された協定の、欧州共同体の代理としての締結に関する 2008年1月28日の理事会決定 2008/146/EC(OJ L 53, 27.2.2008, p.1)

<sup>7</sup> OJ L 160, 18.6.2011, p.21.

<sup>8</sup> 域内国境における検問の廃止及び人の移動に関し、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で締結された協定へのリヒテンシュタイン公国の加入に関する欧州連合、欧州共同体、スイス連邦及びリヒテンシュタイン公国の間の議定書の、欧州連合の代理としての締結に関する 2011年3月7日の理事会決定 2011/350/EU(OJ L 160, 18.6.2011, p.19)

決定 2010/365/EU<sup>1</sup>及び理事会決定(EU) 2018/934<sup>10</sup>を重疊的に適用して読み替えられなければならない。

- (65) クロアチアに関しては、この規則は、2011年加入法の第4条第2項に意味におけるシェンゲン協定またはそれと関連する他の法規範を基礎とする行為を構成し、かつ、理事会決定(EU) 2017/733<sup>2</sup>を重疊的に適用して読み替えられなければならない。
- (66) キプロスに関しては、この規則は、2003年加入法の第3条第2項に意味におけるシェンゲン協定またはそれと関連する他の法規範を基礎とする行為を構成する。
- (67) この規則は、SISの実効性を増加させ、データ保護を強化し、そして、アクセスの権利を拡大するSISの一連の改善を導入するものである。他の要素は変化する揺れの大きさをもつ技術の変更を要求するものであるが、これらの改善の一定の要素は、複雑な技術開発を必要としない。可能な限り速やかにシステムの改善をエンドユーザが利用できるようになることを可能とするため、この規則は、複数の段階において、規則(EC) No 1987/2006の改正を導入する。システムの多数の改善がこの規則の発効後直ちに適用されなければならない。それ以外の改善は、この規則の発効後1年または2年で適用されなければならない。この規則は、その発効後、3年以内に、全面的に適用されなければならない。その適用の遅延を避けるため、この規則の段階的な実装は、詳細に監視されなければならない。
- (68) 規則(EC) No 1987/2006は、この規則の全面適用の日から発効するものとして、廃止されなければならない。
- (69) 欧州データ保護監督官は、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 45/2001<sup>3</sup>の第28条第2項によって協議を行い、2017年5月3日に意見書を提出した。

---

<sup>1</sup> ブルガリア共和国及びルーマニアにおけるシェンゲン情報システムと関連するシェンゲン協定の条項の適用に関する2010年6月29日の理事会決定2010/365/EU(OJL 166, 1.7.2010, p.17)

<sup>10</sup> ブルガリア共和国及びルーマニアにおけるシェンゲン情報システムと関連するシェンゲン協定の条項を発効させることに関する2018年6月25日の理事会決定(EU) 2018/934(OJL 165, 2.7.2018, p.37)

<sup>2</sup> クロアチア共和国におけるシェンゲン情報システムと関連するシェンゲン協定の条項の適用に関する2017年4月25日の理事会決定(EU) 2017/733(OJL 108, 26.4.2017, p.31)

<sup>3</sup> 欧州共同体の機関及び組織による個人データの処理と関連する個人の保護並びにそのデータの支障のない移動に関する欧州議会及び理事会の規則(EC) No 45/2001(OJL 8, 12.1.2001, p.1)



## 第 I 章 総則的な条項

### 第 1 条 SIS の一般的な目的

SIS の目的は、構成国の領土における公共の安全及び公共政策の維持並びに安全の防護を含め、欧州連合の自由、安全及び法務の領域内における高いレベルの安全を確保すること、そして、このシステムを介して送付される情報を使用し、それらの構成国の領土上における個人の移動と関連する TFEU の第 3 部第 V 款第 2 章の条項の適用を確保することにある。

### 第 2 条 対象事項

1. この規則は、第三国国民に関する SIS 内の警報の入力及び処理に関する条件及び手続、並びに、構成国の領土への入国及び滞在を拒否する目的のための補足情報及び追加データの交換に関する条件及び手続を定める。
2. この規則は、SIS の技術アーキテクチャに関する条項、構成国の職責並びに自由、安全及び法務の領域における大規模 IT システムの業務運営管理のための欧州連合局(eu-LISA)の職責に関する条項、データ処理に関する条項、関係する個人の権利に関する条項及び法的責任に関する条項も定める。

### 第 3 条 定義

この規則の目的のために、以下の定義が適用される：

- (1) 「警報」とは、職務権限を有する機関が、指定された行動を執るために個人を識別できるようにする SIS の中に入れられたデータのセットのことを意味し；
- (2) 「補足情報」とは、SIS の中に記録保存される警報データの一部を構成する情報ではないが、以下のとおり、SIRENE 事務局を介して交換される情報を意味し：
  - (a) 警報を入れる際、構成国が相互に協議または情報提供できるようにするため；
  - (b) 該当ありの後に、適切な行動を執ることができるようにするため；
  - (c) 要求される行動を執ることができない場合；
  - (d) SIS データの品質を取り扱う場合；
  - (e) 警報の互換性及び優先度を取り扱う場合；
  - (f) アクセスの権利を取り扱う場合。
- (3) 「追加データ」とは、SIS の中にその者に関するデータが入れられた者が SIS 内の検索の実施の結果として発見された場合において、職務権限を有する機関が直ちに利用できるように SIS 内に記録され、SIS 内の警報と関係付けられたデータのことを意味し；
- (4) 「第三国国民」とは、欧州連合、または、欧州連合及びその構成国を一方当事者とし、第三国を他方当事者とする協定に基づき、欧州連合の市民の権利と均等な支障のない移動の権利を受益する者を除き、TFEU の第 20 条第 1 項の意味における欧州連合の市民ではない者のことを意味し；
- (5) 「個人データ」とは、規則(EU) 2016/679 の第 1 条第 1 号に定義する個人データのことを意味

- し;
- (6) 「個人データの処理」とは、自動化された手段によるか否かを問わず、収集、記録、履歴保存、編集、構成、記録保存、修正もしくは変更、検索、参照、使用、送信による開示、配布、または、それら以外に利用可能にすること、整列もしくは結合、制限、削除もしくは破壊のような、個人データまたは個人データのセットに関して遂行される業務遂行または業務遂行のセットのことを意味し;
  - (7) 「合致」とは、以下の段階が生ずることを意味し:
    - (a) エンドユーザによって SIS の中で検索が実施され;
    - (b) その検索により、別の構成国によって SIS の中に警報が入れられたことが明らかにされ;かつ、
    - (c) SIS の中にある警報と関係するデータが検索データと合致する。
  - (8) 「該当あり」とは、以下の基準を満たす合致のことを意味し;
    - (a) その該当ありが、以下によって確認されたこと;
      - (i) エンドユーザ;または、
      - (ii) 関係する合致が生体データの照合を基礎とするものであった場合、国内手続に従い、職務権限を有する機関;かつ、
    - (b) 更に別の行動が要求されること;
  - (9) 「発行構成国」とは、SIS の中に警報を入れた構成国のことを意味し;
  - (10) 「付与構成国」とは、居住許可または長期滞在査証を付与もしくは延長を検討している構成国、または、その付与もしくは延長をした構成国であって、別の構成国の照会手続に関与する構成国のことを意味し;
  - (11) 「執行構成国」とは、該当ありの後、要求された行動を執る構成国またはその行動を執った構成国のことを意味し;
  - (12) 「エンドユーザ」とは、CS-SIS、N.SIS またはそれらの技術複製物を直接に検索することの承認を受けた職務権限を有する機関の職員のことを意味し;
  - (13) 「生体データ」とは、自然人の身体的または生理的な特徴と関連する個別の技術的処理から生ずる個人データであって、当該自然人のユニークな識別を可能とし、または、それを確認するもの、すなわち、写真、顔画像及び指紋検査データのことを意味し;
  - (14) 「指紋検査データ」とは、それらに含まれるそれらのユニークな特徴及び参照点のゆえに、個人の同一性に関する正確かつ決定的な照合を可能とする指紋及び掌紋に関するデータのことを意味し;
  - (15) 「顔画像」とは、自動化された生体データの照合において使用されるために十分な画像解像度及び品質をもつ顔のデジタル画像のことを意味し;
  - (16) 「帰国」とは、指令 2008/115/EC の第3条第3号に定義する帰国のことを意味し;
  - (17) 「入国禁止」とは、指令 2008/115/EC の第3条第6号に定義する入国禁止のことを意味し;
  - (18) 「テロリスト行為」とは、欧州議会及び理事会の指令(EU)2017/541<sup>1</sup>の第3条ないし第14条に

<sup>1</sup> テロリズムとの闘いに関する、並びに、理事会枠組み決定 2002/475/JHA を置き換え、理事会決定 2005/671/JHA を改正する欧州議会及び理事会の 2013 年 8 月 12 日の指令(EU)2017/541 (OJ L 88, 31.3.2017, p.6)

示す国内法に基づく行為、または、同指令によって拘束されない構成国に関しては、それらの行為のいずれかと均等な行為のことを意味し;

- (19) 「居住許可」とは、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/399<sup>1</sup>の第 2 条第 16 号に定義する居住許可のことを意味し;
- (20) 「長期滞在査証」とは、シェンゲン協定実装条約の第 18 条第 1 項に示す長期滞在査証のことを意味し;
- (21) 「公衆衛生に対する脅威」とは、規則(EU) 2016/399 の第 2 条第 21 号に定義する公衆衛生に対する脅威のことを意味する。

#### 第 4 条 技術アーキテクチャ及び SIS の運営方法

1. SIS は、以下によって構成される:

- (a) 以下によって構成される中央システム(中央 SIS):
  - (i) データベース(「SIS データベース」)を含み、かつ、バックアップ CS-SIS を含め、技術支援機能(「CS-SIS」);
  - (ii) 統一的な国内インタフェイス(「NI-SIS」);
- (b) 少なくとも 1 つの国内バックアップ N.SIS または共有バックアップ N.SIS を含め、中央 SIS と通信する国内データシステムによって構成される各構成国の国内システム(「N.SIS」);並びに、
- (c) SIS データ専用の暗号化された仮想ネットワーク及び第 7 条第 2 項に示す SIRENE 事務局間のデータ交換を提供する CS-SIS、バックアップ CS-SIS 及び NI-SIS の間の通信インフラ(「通信インフラ」)。

(b)に示す N.SIS は、SIS データベースの完全な複製物または部分的な複製物を含むデータファイル(「国内複製物」)を含め得る。複数の構成国は、それらの構成国の N.SIS 中の 1 つの中に、それらの構成国によって共同して利用され得る共有複製物を構築し得る。そのような共有複製物は、それらそれぞれの構成国の国内複製物として判断される。

(b)に示す共有バックアップ N.SIS は、複数の構成国によって共同して利用され得る。そのような場合、その共有バックアップ N.SIS は、それらそれぞれの構成国のバックアップ N.SIS として判断される。N.SIS 及びそのバックアップは、エンドユーザに対する途切れることのない可用性を確保するため、同時に使用され得る。

共同して利用される共有複製物または共有バックアップ N.SIS の構築を予定する構成国は、書面により、それらの構成国それぞれの職責に合意する。それらの構成国は、欧州委員会に対し、その合意を通知する。

通信インフラは、SIS の途切れることのない可用性を確保することを支援し、その確保に貢献する。通信インフラは、CS-SIS とバックアップ CS-SIS との間の接続のための冗長性があり、かつ、区分された経路を含めるものとし、また、個々の SIS 国内ネットワークアクセスポイントと、CS-SIS 及びバックアップ CS-SIS との間の接続のための冗長性があり、かつ、区分された経路も含める。

<sup>1</sup> 国境を越える人の移動を規律する規範に関する欧州連合法に関する欧州議会及び理事会の 2016 年 3 月 9 日の規則(EU) 2016/399(シェンゲンボーダーコード)(OJ L 77, 23.3.2016, p. 1)

2. 構成国は、それらの構成国自身の N.SIS を介して、SIS データを入れ、アップデートし、そして、検索する。部分的もしくは完全な国内複製物または部分的もしくは完全な共有複製物を使用する構成国は、それら個々の構成国の領土内における自動化された検索を実施する目的のために、当該複製物を利用できるようにする。部分的な国内複製物または共有複製物は、少なくとも、第20条第2項の(a)ないし(v)に列挙するデータを収録する。共有複製物の場合を除き、別の構成国の N.SIS のデータファイルを検索してはならない。
3. CS-SIS は、技術的な監視機能及び管理機能を遂行し、かつ、当該システムの不具合の場合において主 CS-SIS の全ての機能を確保できるバックアップ CS-SIS をもつ。CS-SIS 及びバックアップ CS-SIS は、eu-LISA の2つの技術サイトに所在する。
4. eu-LISA は、CS-SIS の不具合の場合における SIS の運用を確保する能力をバックアップ CS-SIS が維持することを条件として、CS-SIS 及びバックアップ CS-SIS を同時運用することにより、または、システムまたはそのコンポーネントの二重化により、SIS の途切れることのない可用性を強化するための技術ソリューションを実装する。規則(EU) 2018/1726 の第10条に定める手続要件に拘らず、eu-LISA は、遅くとも2019年12月28日までに、独立の影響評価及び費用対効果分析を含め、技術ソリューションのオプションに関する調査研究を準備する。
5. 例外的な状況の下においてそれが必要なときは、eu-LISA は、一時的に、SIS データベースの追加複製物を開発できる。
6. CS-SIS は、SIS データベース内の検索を含め、SIS データの入力及び処理のために必要なサービスを提供する。国内複製物または共有複製物を使用する構成国のために、CS-SIS は：
  - (a) 国内複製物のためのオンラインのアップデートを提供し；
  - (b) 国内複製物と SIS データベースとの間の同期化及び一貫性を確保し；かつ、
  - (c) 国内複製物のインストール及び復旧のための業務を提供する。
7. CS-SIS は、途切れることのない可用性を提供する。

## 第5条 費用

1. 中央 SIS 及び通信インフラの運営管理、維持管理、並びに、更なる開発の費用は、欧州連合の一般予算の負担とする。それらの費用は、第4条第6項に示すサービスの提供を確保するため、CS-SIS と関連して行われる作業を含める。
2. 資金は、この規則の実装の費用を賄うため、規則(EU) No 515/2014 の第5条第5項(b)に基づき予定されている7億9100万ユーロの枠の中から配分される。
3. 第2項に示す枠の中から、かつ、欧州連合の一般予算の別の資金源からのこの目的のための別の資金調達を妨げることなく、eu-LISA に対し、3109万8000ユーロの額が配分される。そのような資金は、間接的な運営管理の下で実装され、かつ、中央 SIS 及び通信インフラ並びに関連する訓練活動と関係し、この規則に基づいて要求される技術開発を実施するために拠出される。
4. 第2項に示す枠の中から、規則(EU) No 515/2014 に参加する構成国は、それらの構成国の基本配分額への追加配分額を介して、均等な割合により分配される3681万ユーロの追加グローバル配分を受ける。そのような資金は、共同運営管理の下で実装され、かつ、この規則の要件に沿って、関係する国内システムの迅速かつ効果的なアップグレードに対し、その全額が投入される。
5. 個々の N.SIS の設置、運営、維持管理及び更なる開発の費用は、関係構成国の負担とする。

## 第II章 構成国の職責

### 第6条 国内システム

各構成国は、その構成国の N.SIS の設置、運営、維持管理及び更なる開発、並びに、NI-SIS とその構成国の N.SIS との接続について職責を負う。

各構成国は、エンドユーザに対する SIS データの途切れることのない可用性を確保することについて職責を負う。

各構成国は、その構成国の N.SIS を介して、その構成国の警報を送信する。

### 第7条 N.SIS 事務局及び SIRENE 事務局

1. 各構成国は、その構成国の N.SIS について中心的な職責を負う機関(N.SIS 事務局)を指定する。

この機関は、N.SIS の円滑な運営及び安全性について職責を負い、職務権限を有する機関の SIS へのアクセスを確保し、かつ、この規則の遵守を確保するために必要となる措置を講ずる。その機関は、SIS の全ての機能がエンドユーザに対して適切に利用できるようにされることを確保することについて職責を負う。

2. 各構成国は、1日24時間、週7日間業務遂行し、かつ、SIRENE マニュアルに従い、全ての補足情報の交換及び可用性を確保する国内機関(SIRENE 事務局)を指定する。各 SIRENE 事務局は、警報と関連する補足情報を交換するため、及び、ある者に関する警報が SIS の中に入れられ、かつ、該当ありによってその者が発見された場合において執られることが要求される行動を容易にするため、その SIRENE 事務局の構成国の連絡部局としての業務を提供する。

補足情報の要請に対して、迅速に、かつ、第8条に定める期限内に回答可能とするため、各 SIRENE 事務局は、国内法に従い、国内データベースを含め、全ての関連国内情報及びその構成国の警報に関する全ての情報、並びに、専門家の助言への直接または間接の容易なアクセスをもつ。

SIRENE 事務局は、SIS の中に入れられた情報の品質の確認を調整する。その目的のために、SIRENE 事務局は、SIS の中で処理されたデータへのアクセスをもつ。

3. 構成国は、eu-LISA に対し、その構成国の N.SIS 事務局及びその構成国の SIRENE 事務局の詳細情報を提供する。eu-LISA は、第41条第8項に示すリストと共に、N.SIS 事務局及び SIRENE 事務局のリストを公表する。

### 第8条 補足情報の交換

1. 補足情報は、SIRENE マニュアルの条項に従い、かつ、通信インフラを使用して、交換される。構成国は、補足条項の継続的な可用性、及び、適時かつ効果的な交換を確保するために必要となる技術資源及び人的資源を提供する。通信インフラが利用できない場合、構成国は、補足情報を交換するために、別の十分に安全な技術的手段を利用する。十分に安全な技術的手段のリストは、SIRENE マニュアルの中で定められる。

2. 補足情報は、発行構成国から別の利用に関する同意が事前に獲得されている場合を除き、第49条に従って送信された目的のためにのみ、利用される。
3. SIRENE 事務局は、とりわけ、可能な限り速やかに、ただし、その要請を受けた時から12時間以内に、補足情報を求める要請に回答することによって、迅速かつ効率的な態様により、その職務を実施する。  
最も優先度の高い補足情報を求める要請は、SIRENE 書式の中で「URGENT」との印が付され、かつ、その緊急性の理由が示される。
4. 欧州委員会は、この規則による SIRENE 事務局の職務の細則、及び、「SIRENE マニュアル」と題するマニュアルの方式による補足情報の交換を定めるための実装行為を採択する。それらの実装行為は、第62条第2項に示す審議手続により採択される。

## 第9条 技術上及び機能上の遵守

1. 構成国の N.SIS を設置する際、各構成国は、データの迅速かつ効果的な送信のための構成国の N.SIS と中央 SIS との互換性を確保するために設けられる共通の基準、プロトコル及び技術手順を遵守する。
2. 構成国が国内複製物を利用する場合、その構成国は、CS-SIS から提供されるサービスにより、及び、第4条第6項に示す自動的なアップデートにより、国内複製物の中に記録保存されるデータが、SIS データベースと同じであり、かつ、それと一貫性のあるものであること、及び、その構成国の国内複製物内の検索により、SIS データベース内の検索の結果と均等な検索結果を生成することを確保する。
3. エンドユーザは、彼らの職務を遂行するために必要なデータ、とりわけ、かつ、それが必要なときは、データ主体の識別を可能とし、要求された行動を執ることを可能とする全ての利用可能なデータを取得する。
4. 構成国及び eu-LISA は、第2項に示す国内複製物の技術上の遵守を確認するための定期的な試験を実施する。それらの試験の結果は、理事会規則(EU) No 1053/2013<sup>1</sup>によって構築される仕組みの一部として考慮に入れられる。
5. 欧州委員会は、本条第1項に示す共通の基準、プロトコル及び技術手順を定め、策定するための実装行為を採択する。それらの実装行為は、第62条第2項に示す審議手続により採択される。

## 第10条 セキュリティー構成国

1. 各構成国は、その構成国の N.SIS との関係において、セキュリティ計画、継続性計画及び災害復旧計画を含め、以下のために必要となる措置を採択する：
  - (a) 重要インフラ防護のための危機管理計画の作成による場合を含め、データの物理的防護；

---

<sup>1</sup> シェンゲン協定の適用を確認するための評価及び監視の仕組みを構築し、シェンゲンの評価及び実装に関する独立委員会を設置する1998年9月16日の執行委員会決定を廃止する2013年10月7日の理事会規則(EU) No 1053/2013 (OJL 295, 6.11.2013, p.27)

- (b) 個人データを処理するために使用されるデータ処理施設への無権限の者のアクセスの拒否(施設アクセス管理)；
  - (c) データ媒体の無権限の閲読、複製、改変または除去の防止(データ媒体管理)；
  - (d) データの無権限の入力及び記録保存された個人データの無権限の調査、改変または削除の防止(記録保存管理)；
  - (e) 無権限の者によるデータ通信機器を用いて行われる自動化されたデータ処理システムの使用の防止(利用者管理)；
  - (f) SIS 中にあるデータの無権限の処理、及び、SIS 中で処理されたデータの無権限の改変または削除の防止(データ入力管理)；
  - (g) 自動化されたデータ処理システムの利用の承認を受けた者が、個人識別子及びユニークな利用者識別子並びに機密アクセス限定モードのみにより、彼らのアクセス承認の適用範囲内にあるデータのみに対するアクセスをもつことの確保(データアクセス管理)；
  - (h) SIS へのアクセスの権利またはデータ処理施設へのアクセスの権利をもつ全ての機関が、データへのアクセス、その入力、アップデート、削除及び検索の承認を受けた者の権能及び職責を記述するプロフィールを作成し、かつ、それらの者のプロフィールを、第 55 条第 1 項に示す監督機関の要請により、遅滞なく、それらの監督機関が利用できるようにすることの確保(個人プロフィール)；
  - (i) データ通信機器を用いてどの組織に対して個人データが送信され得るかを確認及び確定できることの確保(通信管理)；
  - (j) 自動化されたデータ処理システムの中に、どの個人データが、いつ、誰によって、どの目的のために入力されたかを事後的に確認及び確定できることの確保(入力管理)；
  - (k) とりわけ、適切な暗号技術により、個人データを送信する間、または、データ媒体の輸送中、個人データの無権限の閲読、複製、改変または削除の防止(輸送管理)；
  - (l) 本項に示すセキュリティ措置の実効性の監視、及び、この規則の遵守を確保するための内部監視と関連する必要な組織上の措置を講ずること(自己監査)；
  - (m) 停止の場合において、インストールされたシステムが正常な運営のために復旧され得ることの確保(復旧)；並びに、
  - (n) SIS がその機能を正しく遂行すること、不具合が報告されること(信頼性)、SIS 中に記録保存された個人データが、システムの不具合によって危殆に瀕することがあり得ないこと(完全性)の確保。
2. 構成国は、SIRENE 事務局の施設を防護することによる場合を含め、補足情報の処理及び交換と関係するセキュリティに関し、第 1 項に示す措置と均等な措置を講ずる。
  3. 構成国は、第 34 条に示す機関による SIS データの処理と関係するセキュリティに関し、本条の第 1 項に示す措置と均等な措置を講ずる。
  4. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項に示す措置は、複数の IT システムを含む国内レベルの汎用セキュリティアプローチ及び汎用セキュリティ計画の一部とすることができる。そのような場合、本条に定める要件及びそれらの要件の SIS への適用可能性は、その計画の中で明確に定められ、かつ、その計画によって確保されるものとする。

## 第11条 機密性—構成国

1. 各構成国は、その構成国の国内法に従い、SIS データ及び補足情報を扱う仕事を要求される全ての個人及び組織に対し、職業上の秘密またはそれ以外の均等な機密保持義務に関するその構成国の規定を適用する。その義務は、それらの者が職場または就業を終えた後、または、それらの組織の活動が終了した後においても、適用される。
2. SIS と関連する職務において、構成国が外部の契約者と協力する場合、その構成国は、とりわけ、安全性、機密性及びデータ保護に関し、この規則の全ての条項の遵守を確保するため、その契約者の活動を仔細に監視する。
3. 民間会社または民間団体に対してN.SIS またはその技術複製物の業務運営管理を委託してはならない。

## 第12条 国内レベルにおける履歴(ログ)の保存

1. 構成国は、検索が適法であったか否かを確認し、データ処理の適法性を監視し、自己監視し、N.SIS の適正な稼働並びにデータの完全性及び安全性を確保する目的のために、CS-SIS 内の個人データへの全てのアクセス及びその全ての交換がその構成国の N.SIS の中に履歴(ログ)記録されることを確保する。この要件は、第4条第6項の(a)、(b)及び(c)に示す自動化された処理には適用されない。
2. 履歴(ログ)は、とりわけ、警報の履歴、データ処理活動の日時、検索の遂行のために使用されたデータ、処理されたデータの参照、並びに、職務権限を有する機関及びデータを処理する者の両者の個人識別子及びユニークな利用者識別子を示す。
3. 本条第2項からの特例により、第33条に従って指紋検査データまたは顔画像の検索が実施された場合、その履歴(ログ)は、実データの代わりに、検索を遂行するために使用されたデータの種類を示す。
4. 履歴(ログ)は、第1項に示す目的のためにのみ使用され、かつ、その作成から3年後に削除される。警報の履歴を含む履歴(ログ)は、その警報の削除の時から3年後に削除される。
5. 履歴(ログ)は、既に実施されている監視手続のためにそれが必要なときは、第4項に示す期間よりも長く保存され得る。
6. 検索が適法であるか否かを確認し、データ処理の適法性を監視し、自己監視し、及び、N.SIS の適正な稼働並びにデータの完全性及び安全性を確保することに従事する職務権限を有する国内機関は、それらの機関の職務権限の範囲内において、かつ、それらの機関の要請により、それらの機関の責務を果たす目的のために、履歴(ログ)へのアクセスをもつ。

## 第13条 自己監視

構成国は、SIS データへのアクセスの権利のある個々の機関が、この規則の遵守のために必要な措置を講ずること、及び、それが必要なときは、監督機関と協力することを確保する。



## 第14条 職員の訓練

1. SIS の中に記録保存されたデータを処理することの承認を受ける前に、かつ、SIS データへのアクセスが与えられた後は定期的に、SIS へのアクセスの権利をもつ機関の職員は、データのセキュリティに関し、データ保護を含め、基本的な権利に関し、並びに、SIRENE マニュアルに定めるデータ処理のための規則及び手続に関し、適切な訓練を受ける。その職員は、第59条に定める制裁を含め、犯罪行為及び制裁に関する関連条項の説明を受ける。
2. 構成国は、エンドユーザ及び SIRENE 事務局の職員に対する訓練を含む国内 SIS 訓練計画をもつ。  
その訓練計画は、他の関連領域の訓練を含む国内レベルの一般訓練の一部とし得る。
3. SIRENE 事務局間の協力を拡大するため、少なくとも1年に1回、欧州連合レベルで、共通の訓練コースが組織される。

## 第III章 eu-LISA の職責

### 第15条 業務運営管理

1. eu-LISA は、中央 SIS の業務運営管理について職責を負う。eu-LISA は、構成国と協力し、費用対効果分析に従い、常に、利用可能な最善の技術が中央 SIS のために使用されることを確保する。
2. eu-LISA は、通信インフラと関連する以下の職務についても職責を負う：
  - (a) 監視；
  - (b) セキュリティ；
  - (c) 構成国とプロバイダとの間の関係の調整；
  - (d) 予算の実行と関連する職務；
  - (e) 調達及び更新；並びに、
  - (f) 契約上の事項。
3. eu-LISA は、SIRENE 事務局、及び、SIRENE 事務局間の通信と関連する以下の職務についても職責を負う：
  - (a) 試験活動の調整、運営管理及び支援；
  - (b) SIRENE 事務局間の補足情報の交換及び通信インフラの技術仕様の維持管理及び改訂；並びに、
  - (c) SIS、及び、SIRENE 事務局間の補足情報の交換の両者に対してそれが影響を及ぼす場合、技術の変化の影響の管理。
4. eu-LISA は、CS-SIS の中にあるデータの品質の確認を実施するための仕組み及び手続を開発及び維持管理する。eu-LISA は、それに関し、構成国に対し、定期的に報告書を提供する。  
eu-LISA は、欧州委員会に対し、直面する問題及び関係する構成国を包摂する定期報告書を提出する。  
欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、直面するデータの品質上の問題に関する定期報告書を提出する。

5. eu-LISA は、SIS の技術上の利用に関する訓練及び SIS データの品質を向上させるための措置に関する訓練の提供と関連する職務も遂行する。
6. 中央 SIS の業務運営管理は、この規則に従い、1日24時間、週7日間、中央 SIS の稼働を維持するために必要となる全ての職務、とりわけ、システムの円滑な作動のために必要となる保守管理作業及び技術開発によって構成される。それらの職務は、第9条に定める技術上及び機能上の遵守の要件に従って中央 SIS 及び N.SIS が運用されることを確保する中央 SIS 及び N.SIS の試験活動の調整、維持管理及び支援も含める。
7. 欧州委員会は、通信インフラの技術上の要求事項を定めるための実装行為を採択する。それらの実装行為は、第62条第2項に示す審議手続により採択される。

## 第16条 セキュリティーeu-LISA

1. eu-LISA は、以下のために、中央 SIS 及び通信インフラに関し、セキュリティ計画、継続性計画及び災害復旧計画を含め、必要な措置を採択する：
  - (a) 重要インフラの防護のための危機管理計画の作成による場合を含め、データの物理的な防護；
  - (b) 個人データを処理するために使用されるデータ処理施設への無権限の者のアクセスの拒否(施設アクセス管理)；
  - (c) データ媒体の無権限の閲読、複製、改変または除去の防止(データ媒体管理)；
  - (d) データの無権限の入力及び記録保存された個人データの無権限の調査、改変または削除の防止(記録保存管理)；
  - (e) 無権限の者によるデータ通信機器を用いて行われる自動化されたデータ処理システムの使用の防止(利用者管理)；
  - (f) SIS の中にあるデータの無権限の処理、及び、SIS の中で処理されたデータの無権限の改変または削除の防止(データ入力管理)；
  - (g) 自動化されたデータ処理システムの利用の承認を受けた者が、個人識別子及びユニークな利用者識別子並びに機密アクセス限定モードのみにより、彼らのアクセス承認の適用範囲内にあるデータのみに対するアクセスをもつことの確保(データアクセス管理)；
  - (h) データまたはデータ処理施設へのアクセスの承認を受けた者の権能及び職責を記述するプロフィールを作成し、かつ、それらのプロフィールを、要請により、遅滞なく、欧州データ保護監督官が利用できるようにすることの確保(個人プロフィール)；
  - (i) データ通信機器を用いてどの組織に対して個人データが送信され得るかを確認及び確定できることの確保(通信管理)；
  - (j) 自動化されたデータ処理システムの中に、どの個人データが、いつ、誰によって、どの目的のために入力されたかを事後的に確認及び確定できることの確保(入力管理)；
  - (k) とりわけ、適切な暗号技術により、個人データを送信する間、または、データ媒体の輸送中、個人データの無権限の閲読、複製、改変または削除の防止(輸送管理)；
  - (l) 本項に示すセキュリティ措置の実効性の監視、及び、この規則の遵守を確保するための内部監視と関連する必要な組織上の措置を講ずること(自己監査)；
  - (m) 停止の場合において、インストールされたシステムが正常な運営のために復旧され得ること

- の確保(復旧);
- (n) SIS がその機能を正しく遂行すること、不具合が報告されること(信頼性)、SIS の中に記録保存された個人データが、システムの不具合によって危殆に瀕することがあり得ないこと(完全性)の確保;並びに、
  - (o) SIS の技術サイトのセキュリティの確保。
2. eu-LISA は、通信インフラを介する補足情報の処理及び交換と関係するセキュリティに関し、第 1 項に示す措置と均等な措置を講ずる。

## 第 17 条 機密性—eu-LISA

1. 職員規則の第 17 条を妨げることなく、eu-LISA は、SIS データを扱う仕事を要求される全ての eu-LISA 職員に対し、この規則の第 11 条に定めるものと同等の基準による、職業上の秘密またはそれ以外の均等な機密保持義務に関する規定を適用する。その義務は、それらの者が職場または就業を終えた後、または、それらの活動が終了した後においても、適用される。
2. eu-LISA は、通信インフラを介する補足情報の処理及び交換と関係する機密性に関し、第 1 項に示す措置と均等な措置を講ずる。
3. SIS と関連する職務において、eu-LISA が外部の契約者と協力する場合、eu-LISA は、とりわけ、安全性、機密性及びデータ保護に関し、この規則の全ての条項の遵守を確保するため、その契約者の活動を仔細に監視する。
4. 民間会社または民間団体に対して CS-SIS の業務運営管理を委託してはならない。

## 第 18 条 中央レベルにおける履歴(ログ)の保存

1. eu-LISA は、第 12 条第 1 項に示す目的のために、CS-SIS 内の個人データへの全てのアクセス及びその全ての交換が履歴(ログ)記録されることを確保する。
2. 履歴(ログ)は、とりわけ、警報の履歴、データ処理活動の日時、検索の遂行のために使用されたデータ、処理されたデータの参照、並びに、データを処理する職務権限を有する機関の個人識別子及びユニークな利用者識別子を示す。
3. 本条第 2 項からの特例により、第 33 条に従って指紋検査データまたは顔画像の検索が実施された場合、その履歴(ログ)は、実データの代わりに、検索を遂行するために使用されたデータの種類を示す。
4. 履歴(ログ)は、第 1 項に示す目的のためにのみ使用され、かつ、その作成から 3 年後に削除される。警報の履歴を含む履歴(ログ)は、その警報の削除の時から 3 年後に削除される。
5. 履歴(ログ)は、既に実施されている監視手続のためにそれが必要なときは、第 4 項に示す期間よりも長く保存され得る。
6. 自己監視の目的並びに CS-SIS の適正な稼働、データの完全性及び安全性を確保する目的のために、eu-LISA は、その職務権限の範囲内において、その履歴(ログ)へのアクセスをもつ。  
欧州データ保護監督官は、その職務権限の範囲内において、かつ、その職務を満たす目的のために、要請により、それらの履歴(ログ)へのアクセスをもつ。

## 第IV章 公衆に対する情報提供

### 第19条 SIS 情報提供キャンペーン

この規則の適用開始の際、欧州委員会は、監督機関及び欧州データ保護監督官と協力して、SIS の目的、SIS の中に記録保存されるデータ、SIS へのアクセスをもつ機関、及び、データ主体の権利に関する情報を公衆に対して提供するキャンペーンを実施する。欧州委員会は、監督機関及び欧州データ保護監督官と協力して、そのようなキャンペーンを定期的に反復実施する。欧州委員会は、SIS に関する全ての関連情報を提供し、公衆が利用可能な Web サイトを維持管理する。構成国は、その構成国の監督機関と協力して、その構成国の市民及び居住者に対して SIS 一般に関する情報を提供するために必要となる政策を立案及び実装する。

## 第V章 第三国国民の入国及び滞在の拒否の警報

### 第20条 データの種類

1. 第8条第1項または追加データの記録保存を定めるこの規則の条項を妨げることなく、SIS は、各構成国から供給され、第24条及び第25条に定める目的のために必要な種類のデータに限り、収録する。
2. 個人に関する情報を含む SIS 内の警報は、以下のデータのみを含める：
  - (a) 姓；
  - (b) 名；
  - (c) 出生時の名；
  - (d) 過去に使用していた名及び別名；
  - (e) 変更されない、特定の、客観的で物理的な特徴；
  - (f) 出生の場所；
  - (g) 出生の日；
  - (h) 性；
  - (i) 保有している国籍；
  - (j) 関係する者が：
    - (i) 武装しているか否か；
    - (ii) 暴力的であるか否か；
    - (iii) 逃走または逃亡したか否か；
    - (iv) 自殺のリスクを示しているか否か；
    - (v) 公衆衛生に対する脅威を示しているか否か；
    - (vi) 指令(EU) 2017/541 の第3条ないし第14条に示す活動に関与しているか否か；
  - (k) その警報の根拠；
  - (l) その警報を作成した機関；
  - (m) 警報を発生させた決定の参照；
  - (n) 該当ありの場合において行われるべき行動；

- (o) 第48条による別の警報とのリンク;
  - (p) 関係する者が、欧州連合の市民の家族であるか否か、または、それ以外の、第26条により支障のない移動の権利の受益者である者であるか否か;
  - (q) 入国及び滞在の拒否の決定が、以下のいずれかを理由とするものであるか否か;
    - (i) 第24条第2項(a)に示す過去の有罪判決;
    - (ii) 第24条第2項(b)に示す保安上の重大な脅威;
    - (iii) 第24条第2項(c)に示す入国及び滞在に関する欧州連合法または国内法の回避;
    - (iv) 第24条第1項(b)に示す入国禁止;または、
    - (v) 第25条に示す制限措置;
  - (r) 侵害行為の種類;
  - (s) その者の身分証明書の類型;
  - (t) その者の身分証明書の発行国;
  - (u) その者の身分証明書の番号;
  - (v) その者の身分証明書の発行日;
  - (w) 写真及び顔画像;
  - (x) 指紋検査データ;
  - (y) 可能であればカラーで、その身分証明書の複製物。
3. 欧州委員会は、本条第2項に示すデータの入力、アップデート、削除及び検索のために必要な技術規則、並びに、本条第4項に示す共通基準を定め、策定するための実装行為を採択する。それらの実装行為は、第62条第2項に示す審議手続により採択される。
4. CS-SIS内、国内複製物または共有複製物内、及び、第41条第2項に基づいて作成された技術複製物内の検索に関する技術規則は、同じものとする。

## 第21条 比例性

1. 警報を入れる前に、及び、警報の有効期限を延長する際、構成国は、その案件が、SIS内の警報を保証するために十分に適切であり、関連性があり、かつ、重要であるか否かを判断する。
2. 第24条第1項の(a)に示す入国及び滞在を拒否する決定がテロリスト行為と関連するものである場合、その案件は、SIS内の警報を保証するために十分に適切であり、関連性があり、かつ、重要であると判断される。公共の安全または国家安全保障を根拠として、構成国は、それが公的または法律上の調査、捜査または手続の妨げとなり得るおそれがある場合、例外として、SISの中に警報を入れることを控えることができる。

## 第22条 警報の入力に関する要件

1. SISの中に警報を入れるために必要なミニマムのデータのセットは、第20条第2項の(a)、(g)、(k)、(m)、(n)及び(q)に示すデータである。それが利用可能なときは、同項に示すその他のデータもSISの中に入れられる。
2. この規則の第20条第2項の(e)に示すデータは、関係する第三国国民の識別のために厳格に必要な場合に限り、入れられる。そのようなデータが入れられる場合、構成国は、規則(EU)

2016/679 の第 9 条が遵守されることを確保する。

### 第 23 条 警報の互換性

1. 警報を入れる前に、構成国は、関係する者が既に SIS 中の警報の対象者となっているか否かを確認する。その目的のために、そのようなデータが利用可能であるときは、指紋検査データの確認も実施される。
2. 構成国毎に、個人毎に、1つの警報のみが SIS 中に入れられる。それが必要な場合、第3項に従い、別の構成国によって、同一の者に関し、新たな警報が入れられ得る。
3. ある者が既に SIS 内の警報の対象者となっている場合、新たな警報を入れることを望む構成国は、それらの警報の間に互換性のない状態が存在しないことを確認する。互換性のない状態が存在しない場合、その構成国は、新たな警報を入れることができる。その警報に互換性がない場合、関係する構成国の SIRENE 事務局は、合意に達するため、補足情報の交換によって、相互に協議する。警報の互換性に関する規則は、SIRENE マニュアルの中で定められる。重要な国家的利益が問題となる場合、構成国間の協議を経た上で、互換性の規則に依らないこととし得る。
4. 同一の者に関して複数の警報の該当ありとなる場合、執行構成国は、SIRENE マニュアルの中で定められる警報の優先性の規則を尊重する。  
ある者が、異なる構成国によって入れられた複数の警報に服する場合、規則(EU)2018/1862 の第 26 条に従って入れられた逮捕のための警報は、同規則の第 25 条に従い、優先的なものとして執行される。

### 第 24 条 入国及び滞在の拒否の警報を入れるための条件

1. 以下の条件のいずれかに該当する場合、構成国は、入国及び滞在の拒否の警報を入れる：
  - (a) 構成国が、関係する第三国国民の人的状況並びに彼または彼女の入国及び滞在を拒否することの結果として生ずることの評価を含む個別の評価を基礎として、当該第三国国民がその構成国の領土上に存在することが、公共政策、公共の安全または国家安全保障に対する脅威を示していると結論付け、かつ、その構成国が、入国及び滞在を拒否するためのその構成国の国内法に従い、結論として、法務上の決定または行政上の決定を採択し、かつ、入国及び滞在の拒否のための国内警報を発した場合；または、
  - (b) 構成国が、第三国国民との関係において、指令 2008/115/EC に基づく手続に従い、入国禁止を発した場合。
2. 第 1 項の(a)に包摂される状況は、以下の場合において生ずる：
  - (a) 第三国国民が、構成国内において、1 年以上の自由剥奪を含む制裁のある侵害行為により有罪判決を受けた場合；
  - (b) 第三国国民が、テロリスト行為を含め、重大犯罪行為を実行したと信ずるに足る確実な根拠が存在する場合、または、構成国の領土内においてそのような侵害行為を実行する彼もしくは彼女の意図の明確な徴証が存在する場合；または、
  - (c) 第三国国民が、構成国の領土への入国または滞在に関する欧州連合法または国内法を回

避し、または、その回避を試みた場合。

3. 当該第三国国民の再入国を防止するため、発行構成国は、関係する第三国国民がその構成国の領土を去ったときは直ちに、または、その第三国国民がその構成国の領土を去ったとの明確な徴証を発行構成国が得たときは、可能な限り速やかに、その警報が発効することを確保する。
4. その者に関して第 1 項に示す入国及び滞在の拒否のための決定が採られた者は、不服申立ての権利をもつ。そのような不服申立ては、裁判所において効果的な司法救済が請求されることを定める欧州連合法または国内法に従って行われる。

## 第 25 条 制限措置に服する第三国国民の警報を入れるための条件

1. 国連の安全保障理事会から発された旅行禁止を実装する措置を含め、理事会によって採択される法的行為に従って講じられる構成国の領土内への入国またはその領土の通過を防止することを意図する制限措置に服する第三国国民に関する警報は、データ品質の要件が満たされる限り、入国及び滞在を拒否する目的のために SIS の中に入れられる。
2. その警報は、その措置が採択された時点において欧州連合の理事会の議長国の立場にある構成国の職務権限を有する機関によって入れられ、最新のものに保たれ、及び、削除される。当該構成国が、SIS またはこの規則に従って入れられた警報へのアクセスをもたないときは、その職責は、副議長国の立場にあり、かつ、この規則に従って入れられた警報へのアクセスを含め、SIS へのアクセスをもつ構成国によって遂行される。  
構成国は、そのような警報を入れ、アップデートし、及び、削除するために必要となる手続を設ける。

## 第 26 条 欧州連合内において支障のない移動の権利を受益する第三国国民の警報を入れるための条件

1. 指令 2004/38/EC に従い、または、欧州連合、もしくは、欧州連合及びその構成国を一方当事者とし、第三国を他方当事者とする協定に従い、欧州連合内における支障のない移動の権利を享受する第三国国民に関する警報は、当該指令または協定の実装において採択された規定を満たすものとする。
2. 欧州連合内における支障のない移動の権利を享受する第三国国民に関し、第 24 条に従って入れられた警報の該当ありが存在する場合、執行構成国は、執られるべき行動に関して遅滞なく決定するため、直ちに、補足情報の交換によって、その発行構成国と協議する。

## 第 27 条 居住許可または長期滞在査証の付与または延長の前の事前協議

別の構成国によって入れられた入国及び滞在の拒否の警報に服する第三国国民に対して居住許可または長期滞在査証を与えること、または、それを延長することを構成国が検討する場合、関係する構成国は、以下の規定に従い、補足情報の交換によって、相互に協議する：

- (a) 付与構成国は、居住許可または長期滞在査証の付与または延長の前に、発行構成国と協議する；

- (b) 発行構成国は、10 暦日以内に、その協議要請に回答する；
- (c) (b)に示す期限までに回答がないことは、発行構成国が、その居住許可または長期滞在査証の付与または延長に対して異議のないことを意味する；
- (d) 関連する決定を行う際、付与構成国は、発行構成国の決定の理由を考慮に入れ、かつ、国内法に従い、当の第三国国民がその構成国の領土に存在することによって示され得る公共政策または公共の安全に対する脅威を検討する；
- (e) 付与構成国は、発行構成国に対し、その決定を通知する；かつ、
- (f) 付与構成国が、発行構成国に対し、付与構成国が居住許可もしくは長期滞在査証の付与もしくは延長を予定していること、または、付与構成国がそのようにしたことを通知したときは、発行構成国は、その入国及び滞在の拒否の警報を削除する。

第三国国民に対して居住許可または長期滞在査証を与えるか否かの最終的な判断は、付与構成国に任される。

## 第28条 入国及び滞在の拒否の警報を入れる前の事前協議

ある構成国が、別の構成国から与えられた有効な居住許可証または長期滞在査証の保有者である第三国国民に関し、第24条第1項に示す決定を行い、かつ、入国及び滞在の拒否の警報を入れることを検討する場合、関係する構成国は、以下の規定に従い、補足情報の交換によって、相互に協議する：

- (a) 第24条第1項に示す決定を行った構成国は、付与構成国に対し、その決定を通知する；
- (b) (a)に基づいて交換される情報は、その第24条第1項に示す決定の十分に詳細な理由を含める；
- (c) 第24条第1項に示す決定を行った構成国から提供された情報を基礎として、付与構成国は、居住許可または長期滞在査証を取消すための理由が存在するか否かを検討する；
- (d) 関連する決定を行う際、付与構成国は、第24条第1項に示す決定を行った構成国の決定の理由を考慮に入れ、かつ、国内法に従い、当の第三国国民がその構成国の領土に存在することによって示され得る公共政策または公共の安全に対する脅威を検討する；
- (e) 協議の要請を受けた時から14 暦日以内に、付与構成国は、第24条第1項に示す決定を行った構成国に対し、その決定を通知し、または、その期限内に付与構成国が決定を行うことが不可能であるときは、例外として、最長で更に12 暦日間、その回答の期限を延長することの理由を付した要請を行う；
- (f) 付与構成国が、第24条第1項に示す決定を行った構成国に対し、居住許可または長期滞在査証を維持することを通知した場合、その決定を行った構成国は、入国及び滞在の拒否の警報を入れてはならない。

## 第29条 入国及び滞在の拒否の警報を入れた後の事後協議

ある構成国が、別の構成国から与えられた有効な居住許可証または長期滞在査証の保有者である第三国国民に関し、入国及び滞在の拒否の警報を入れるという事態が生じた場合、発行構成国は、その帰国の決定を取消することができる。そのような取消しが行われた場合、関係する構成



国は、以下の規定に従い、補足情報の交換によって、相互に協議する:

- (a) 発行構成国は、付与構成国に対し、その入国及び滞在の拒否の警報を通知する;
- (b) (a)に基づいて交換される情報は、その入国及び滞在の拒否の警報の十分に詳細な理由を含める;
- (c) 発行構成国から提供された情報を基礎として、付与構成国は、居住許可または長期滞在査証を取消するための理由が存在するか否かを検討する;
- (d) その決定を行う際、付与構成国は、発行構成国の決定の理由を考慮に入れ、かつ、国内法に従い、当の第三国国民がその構成国の領土に存在することによって示され得る公共政策または公共の安全に対する脅威を検討する;
- (e) 協議の要請を受けた時から 14 暦日以内に、付与構成国は、発行構成国に対し、その決定を通知し、または、その期限内に付与構成国が決定を行うことが不可能であるときは、例外として、最長で更に 12 暦日間、その回答の期限を延長することの理由を付した要請を行う;
- (f) 付与構成国が、発行構成国に対し、居住許可または長期滞在査証を維持することを通知した場合、発行構成国は、直ちに、入国及び滞在の拒否の警報を削除する。

### 第 30 条 有効な居住許可証または長期滞在査証をもつ第三国国民に関する該当ありの場合の協議

別の構成国から与えられた有効な居住許可証または長期滞在査証の保有者である第三国国民に関し、ある構成国から入れられた入国及び滞在の拒否の警報の該当ありに構成国が対処する場合、関係する構成国は、以下の規定に従い、補足情報の交換によって、相互に協議する

- (a) 執行構成国は、発行構成国に対し、その情報を通知する;
- (b) 発行構成国は、第 29 条に定める手続を開始する;
- (c) 発行構成国は、執行構成国に対し、その協議後の結果を通知する。

その第三国国民の入国に関する決定は、規則(EU) 2016/399 に従い、執行構成国によって行われる。

### 第 31 条 情報交換に関する統計

構成国は、eu-LISA に対し、年次で、第 27 条ないし第 30 条に従って実施された情報交換に関する統計、及び、それらの条項に適合しない期限が定められた場合に関する統計を提供する。

## 第 VI 章 生体データの検索

### 第 32 条 写真、顔画像及び指紋検査データを入れるための特別規定

1. データのミニマムの品質基準及び技術仕様を満たす第 20 条第 2 項の(w)及び(x)に示す写真、顔画像及び指紋検査データに限り、SIS の中に入れられる。そのようなデータが入れられる前に、データのミニマムの品質基準及び技術仕様適合するか否かを確認するため、品質の確認が実施される。
2. SIS に入れられる指紋検査データは、1 個ないし 10 個の平置き指紋及び 1 個ないし 10 個の

回転指紋によって構成される。そのデータは、2 個までの掌紋も含め得る。

- データのミニマムの品質基準及び技術仕様は、本条第 1 項に示す生体データの記録保存に関する本条第 4 項に従って策定される。それらのデータのミニマムの品質基準及び技術仕様は、第 33 条第 1 項に従って個人の同一性を確認するためのデータを使用するため、及び、第 33 条第 2 項ないし第 4 項に従って個人を識別するためのデータを使用するために要求される品質のレベルを定める。
- 欧州委員会は、本条第 1 項及び第 3 項に示すデータのミニマムの品質基準及び技術仕様を定めるための実装行為を採択する。それらの実装行為は、第 62 条第 2 項に示す審議手続により採択される。

### 第 33 条 写真、顔画像及び指紋検査データの確認または検索のための特別規定

- 写真、顔画像及び指紋検査データが SIS 内の警報の中で利用可能な場合、そのような写真、顔画像及び指紋検査データは、SIS の中で行われた符号の検索の結果として発見された者の同一性を確認するために使用される。
- 指紋検査データは、全ての場合において、個人を識別するために検索され得る。ただし、指紋検査データは、他の手段によっては個人の同一性が確認され得ない場合において、個人の識別のために検索される。その目的のために、中央 SIS は、自動指紋識別システム(AFIS)を含める。
- それらのセットの紋が侵害行為の実行者に属するという高度の蓋然性が確認され得る場合において、かつ、構成国の関連国内指紋データベース内において同時に検索が実施されることを条件として、捜査中の重大犯罪またはテロリスト行為の現場において発見された完全なセットまたは不完全なセットの指紋または掌紋を使用して第 24 条及び第 25 条に従って入れられた警報との関係において SIS の中にある指紋検証法データも検索され得る。
- それが技術的に可能となったときは、直ちに、かつ、高いレベルの識別の信頼性を確保しつつ、写真及び顔画像は、通常の国境入国地点の過程において、個人を識別するために使用され得る。

その機能が SIS の中に実装される前に、欧州委員会は、要求される技術の可用性、成熟性及び信頼性に関する報告書を提出する。欧州議会は、その報告書に関して協議を受ける。

通常の国境入国地点においてその機能の利用が開始された後、欧州委員会は、写真及び顔画像が個人を識別するために使用され得る別の状況を決定することに関してこの規則を補完するため、第 61 条により委任される行為を採択する権限を与えられる。

## 第 VII 章 アクセスの権利並びに警報の見直し及び削除

### 第 34 条 SIS 内のデータへのアクセスの権利をもつ職務権限を有する国内機関

- 第三国国民の識別について職責を負う職務権限を有する国内機関は、以下の目的のために、SIS の中に入れられたデータへのアクセスをもち、そのようなデータを直接に、または、SIS データベースの複製物の中で検索する権利をもつ：
  - 規則(EU) 2016/399 に従い、国境管理；

- (b) 関係する構成国内において実施される警察及び税関の検問、並びに、指定された機関によるそのような検問の調整;
  - (c) 指令(EU) 2016/680 が適用されることを条件として、関係する構成国内におけるテロリスト行為もしくはそれ以外の重大犯罪行為の防止、検知、捜査もしくは訴追、または、刑罰の執行;
  - (d) 居住許可証及び長期滞在査証を含め、構成国の領土上への第三国国民の入国及び滞在と関連する条件、第三国国民の帰国と関連する条件を審査すること、及び、それらと関連する決定を行うこと、並びに、構成国の領土上に不法入国または不法滞在する第三国国民の検査を実施すること;
  - (e) その検問を遂行する当局が、欧州議会及び理事会の指令 2013/32/ EU<sup>1</sup>の第2条(f)に定義する「決定機関」ではなく、かつ、それが関連するときは、理事会規則(EC) No 377/2004<sup>2</sup>に従って助言を提供する範囲内で、国際的な保護を求める申請をする第三国国民に対する保安検査;
  - (f) 欧州議会及び理事会の規則(EC) No 810/2009<sup>3</sup>に従い、査証を審査すること、並びに、査証が破棄され、取消され、または、延長されているか否かを含め、査証の申請と関連する決定を行うこと。
2. SIS 内のデータへのアクセスの権利、及び、そのようなデータを直接に検索する権利は、帰化申請の審査の目的のために、国内法に定める帰化について職責を負う職務権限を有する国内機関によって行使され得る。
  3. 第24条及び第25条の目的のために、SIS 内のデータへのアクセスの権利、及び、そのようなデータを直接に検索する権利は、刑事手続において公訴を提起することについて、及び、個人を起訴する前に刑事法務上の調査をすることについて職責を負う法務当局を含め、国内法に定めるそれらの当局の職務を遂行する際、国内法務当局によって、並びに、それらの当局を統括する当局によっても行使され得る。
  4. 規則(EU) 2018/1862 の第38条第2項の(k)及び(l)に従って入れられた者と関連する文書に関するデータへアクセスする権利、並びに、そのようなデータを検索する権利は、本条第1項の(f)に示す機関によっても行使され得る。
  5. 本条に示す職務権限を有する機関は、第41条第8項に示すリストの中に含まれる。

### 第35条 Europol による SIS 内のデータへのアクセス

1. 規則(EU) 2016/794 によって設置された欧州連合法執行協力局(Europol)は、その任務を果たすために必要があるときは、SIS の中にあるデータにアクセスし、そのデータを検索する権利をもつ。Europol は、SIRENE マニュアルの条項に従い、補足情報を交換し、かつ、更に要求することもできる。

<sup>1</sup> 国際的な保護の付与及び取消しの共通手続に関する欧州議会及び理事会の2013年6月26日の指令2013/32/EU(OJ L 180, 29.6.2013, p.60)

<sup>2</sup> 移民連絡官ネットワークの創設に関する2004年2月19日の理事会規則(EC) No 377/2004(OJ L 64, 2.3.2004, p.1)

<sup>3</sup> 査証に関する共同体法を定める欧州議会及び理事会の2009年7月13日の規則(EC) No 810/2009(Visaコード)(OJ L 243, 15.9.2009, p.1)

2. Europolの検索によって、SISの中に警報が存在することが明らかとなった場合、Europolは、発行構成国に対し、通信インフラにより、かつ、SIRENE マニュアルに定める条項に従い、補足情報の交換によって、通知する。補足情報の交換のために予定されている機能を Europol が利用可能となるまでの間、Europol は、規則(EU) 2016/794 に定める経路を介して、発行構成国に通知する。
3. Europol は、規則(EU) 2016/794 の第 18 条第 2 項の(a)、(b)及び(c)に示す関係性またはそれ以外の関連性の識別を狙いとし、並びに、戦略分析、主題分析または業務分析のための、補足情報と Europol データベースとの照合及び業務分析プロジェクトの目的のために、構成国から Europol に対して提供された補足情報を処理できる。本条の目的のための補足情報の Europol による処理は、同規則に従って実施される。
4. SIS 内の検索から得られた情報または補足情報の処理から得られた情報の Europol による利用は、発行構成国の同意に服する。その構成国がそのような情報の利用を許容する場合、その情報の Europol による取扱い、規則(EU) 2016/794 によって規律される。Europol は、発行構成国の同意があり、かつ、データ保護に関する欧州連合法を全面的に遵守する場合に限り、第三国及び第三者に対し、そのような情報を送付する。
5. Europol は:
  - (a) 第 4 項及び第 6 項を妨げることなく、SIS のいかなる部分とも接続してはならず、Europol がアクセスをもつ SIS の中に収録されたデータを、Europol によって、または、Europol において運営されるデータの収集及び処理のためのシステムに対して送信してはならず、SIS のいかなる部分についてもダウンロードまたはそれ以外の複製をしてはならない;
  - (b) 規則(EU)2016/794 の第 31 条第 1 項に拘らず、関連する警報が削除された後、遅くとも 1 年以内に、個人データを含む補足情報を削除する。特例により、Europol がそのデータベース内または業務分析プロジェクト内に、その補足情報と関係する案件に関する情報をもつ場合、Europol がその職務を遂行するため、Europol は、例外として、それが必要なときは、その補足情報を記録保存し続けることができる。Europol は、発行構成国及び執行構成国に対し、そのような補足情報の記録保存を継続することを通知し、かつ、その正当化事由を示す;
  - (c) 補足情報を含め、SIS 中にあるデータへのアクセスを、彼らの職務の遂行のためにそのようなデータへのアクセスを必要とし、個別の承認を受けた Europol 職員に限定する;
  - (d) 第 10 条、第 11 条及び第 13 条に従い、セキュリティ、機密性及び自己監視を確保するための措置を採択及び適用する;
  - (e) SIS データを処理することの承認を受けた Europol の職員が、第 14 条第 1 項に従い、適切な訓練及び情報提供を受けることを確保する;並びに、
  - (f) 規則(EU) 2016/794 を妨げることなく、SIS 中にあるデータへのアクセス及びそのデータを検索するための Europol の権利の行使における Europol の活動、並びに、補足情報の交換及び処理における Europol の活動を、欧州データ保護監督官が監視し、見直しできるようにする。
6. Europol は、適正な承認を受けた Europol 職員が直接の検索を実施するため、そのような複製行為が必要な場合において、技術的な目的のためにのみ、SIS からのデータを複製する。この規則は、そのような複製物に適用される。技術上の複製物は、それらのデータが検索中において

SIS データを記録保存する目的のためにのみ使用される。データが検索された後、それらの複製物は、削除される。そのような利用は、SIS データの違法なダウンロード行為または複製行為であると判断されてはならない。Europol は、構成国から発された警報データもしくは追加データ、または、CS-SIS からの警報データもしくは追加データを Europol の他のシステム内に複製してはならない。

7. データ処理、自己監視の適法性を確認する目的のために、及び、データの適正な安全性及び完全性を確保する目的のために、Europol は、第 12 条の条項に従い、SIS への全てのアクセス及び SIS 内の全ての検索の履歴(ログ)を保存する。そのような履歴(ログ)及び文書は、SIS の一部の違法なダウンロード行為または複製行為であると判断されてはならない。
8. 構成国は、Europol に対し、補足情報の交換によって、テロリスト行為と関連する警報の該当ありを通知する。そのようにすることが、現在進行中の捜査、個人の安全を危険に晒すおそれがあるとき、または、発行構成国の安全上の重要な利益に反するときは、構成国は、例外として、Europol に対して通知しないことが可能である。
9. 第 8 項は、Europol が第 1 項に従って補足情報を取得できる日から適用される。

### **第 36 条 欧州国境沿岸警備チーム、帰国関連の職務に関与する職員のチーム及び移民管理支援チームの構成員による SIS 内のデータへのアクセス**

1. 規則(EU) 2016/1624 の第 40 条第 8 項に従い、同規則の第 2 条の(8)及び(9)に示すチームの構成員は、彼らの任務の範囲内において、かつ、彼らがこの規則の第 34 条第 1 項に従って検閲を実施することの承認を受けており、かつ、この規則の第 14 条第 1 項に従って必要な訓練を受けたことを条件として、彼らの職務を遂行するために必要な範囲内で、かつ、個別の業務遂行に関する業務遂行計画によって要求されるとおり、SIS の中にあるデータへアクセスし、そのデータを検索する権利をもつ。SIS の中にあるデータへのアクセスは、他のいかなるチーム構成員にも拡大されてはならない。
2. 第 1 項に示すチーム構成員は、技術インタフェイスを介して、第 1 項に従った SIS 内のデータへのアクセス及びそのデータの検索の権利を行使する。その技術インタフェイスは、欧州国境沿岸警備局によって設置及び維持管理され、かつ、中央 SIS への直接の接続を許容する。
3. 本条第 1 項に示すチーム構成員による検索によって、SIS 内に警報が存在することが明らかになった場合、発行構成国は、そのことの通知を受ける。規則(EU) 2016/1624 の第 40 条に従い、チームの構成員は、国境警備隊員、または、彼らが業務遂行しているホスト構成国の帰国関連の職務に関与する職員からの指示の下において、かつ、原則として、それらの者が立会する場合に限り、SIS 内の警報に対応する行動を執る。ホスト構成国は、チーム構成員に対し、その構成国の代わりに行動することを承認できる。
4. データ処理の適法性を確認し、自己監視し、及び、データの安全性及び完全性を確保する目的のために、欧州国境沿岸警備局は、第 12 条の条項に従い、SIS への全てのアクセス及び SIS 内の全ての検索の履歴(ログ)を保存する。
5. 欧州国境沿岸警備局は、第 10 条、第 11 条及び第 13 条に従い、セキュリティ、機密性及び自己監視を確保するための措置を採択及び適用し、かつ、本条第 1 項に示すチームがそれらの措置を適用することを確保する。

6. 本条のいかなる条項も、データ保護と関連する規則(EU)2016/1624 の条項、及び、欧州国境沿岸警備局による違法または不正確なデータ処理に対する欧州国境沿岸警備局の法的責任を損なうように解釈されてはならない。
7. 第 2 項を妨げることなく、SIS のいかなる部分も、第 1 項に示すチームまたは欧州国境沿岸警備局によって運営されるデータの収集及び処理のためのシステムと接続されてはならず、また、それらのチームがアクセスをもつ SIS 内のデータをそのようなシステムに移転してはならない。SIS のいかなる部分も、ダウンロードまたは複製されてはならない。アクセス及び検索を履歴(ログ)記録することは、SIS データの違法なダウンロード行為または複製行為であると判断されてはならない。
8. 欧州沿岸警備局は、SIS の中にあるデータへのアクセス及びそのデータの検索のための彼らの権利の行使における本条に示すチームの活動を、欧州データ保護監督官が監視し、見直しできるようにする。このことは、規則(EU)2018/1725 の別の条項を妨げてはならない。

### 第 37 条 Europol 及び欧州国境沿岸警備局による SIS の利用の評価

1. 欧州委員会は、少なくとも 5 年に 1 回、Europol 及び第 36 条第 1 項に示すチームによる業務遂行及び SIS の利用の評価を実施する。
2. Europol 及び欧州国境沿岸警備局は、その評価から得られる判断及び勧告の十分なフォローアップを確保する。
3. 評価結果及びそのフォローアップに関する報告書は、欧州議会及び理事会に対して送付される。

### 第 38 条 アクセスの適用範囲

Europol、並びに、規則(EU)2016/1624 の第 2 条の(8)及び(9)に示すチームの構成員を含め、エンドユーザは、彼らの職務を遂行するために彼らが必要とするデータに限り、アクセスする。

### 第 39 条 警報の見直し期間

1. 警報は、その警報が入れられた目的を達成するために必要な期間内に限り、保存される。
2. 発行構成国は、SIS の中に警報を入れた時から 3 年以内に、その警報を保持すべき必要性を見直す。ただし、その警報が基礎とする国内決定が 3 年よりも長い有効期間をもつ場合、その警報は、5 年以内に見直される。
3. 各構成国は、それが適切なきは、その国内法に従い、より短い見直し期間を定める。
4. 見直し期間中、発行構成国は、記録される包括的な個別評価により、その警報が入れられた目的のために必要かつ比例的であることが明らかな場合、その見直し期間よりも長くその警報を保持することを決定できる。そのような場合、その延長に第 2 項が適用される。そのような延長は、CS-SIS に対して通知される。
5. 発行構成国が CS-SIS に対して第 4 項による延長を通知した場合を除き、第 2 項に示す見直し期間の経過後、警報は、自動的に削除される。CS-SIS は、発行構成国に対し、自動的に、その 4

か月前に、データ削除の予定を通知する。

6. 構成国は、本条の第 4 項に従って保持期間が延長された警報の数の統計を保存し、かつ、要請に応じて、第 55 条に示す監督機関に対し、その統計を送付する。
7. 警報がその目的を達成しており、それゆえ、削除されるべきであることが SIRENE 事務局に明らかになったときは、その SIRENE 事務局は、直ちに、その警報を作成した機関に対して通知する。その機関は、その警報が削除されたこと、もしくは、その警報が削除されることを、または、その警報の保持の理由を示す回答をするために、その通知を受領した時から 15 暦日をもつ。その 15 日の期間の最終日までに何らの回答もない場合、その SIRENE 事務局は、その警報が削除されたことを確認する。国内法に基づいて許容される場合、その警報は、SIRENE 事務局によって削除される。SIRENE 事務局は、その SIRENE 事務局の監督機関に対し、その SIRENE 事務局が本項に基づいて行動する際に直面した問題の再発を報告する。

## 第 40 条 警報の削除

1. 第 24 条による入国及び滞在の拒否の警報は、以下の場合には削除される:
  - (a) その警報が入れられた根拠である決定が、職務権限を有する機関によって取り消され、もしくは、破棄された場合;または、
  - (b) 該当するときは、第 27 条及び第 29 条に示す協議手続に従う場合。
2. 構成国の領土への入国または構成国の領土を通過する経路を防止することを意図する制限措置に服する第三国国民に関する警報は、その制限措置が終了となり、停止となり、または、破棄されたときは、削除される。
3. 構成国の市民権を獲得した者に関する警報、または、その国民が欧州連合法に基づく支障のない移動の権利を受益する国の者に関する警報は、発行構成国がそのことに気づいた後、または、規則(EU)2018/1861 の第 44 条により、当の者がそのような市民権を獲得した旨の通知を受けた後、直ちに、削除される。
4. 警報は、第 39 条に従い、その警報の期間満了により、削除される。

## 第 VIII 章 一般的なデータ保護原則

### 第 41 条 SIS データの処理

1. 構成国は、その構成国の領土への入国及び滞在を拒否する目的のために限り、第 20 条に示すデータを処理する。
2. 第 34 条に示す職務権限を有する機関が直接の検索を実施するため、そのような複製が必要となる場合において、技術的な目的のために限り、データが複製される。この規則は、それらの複製物に適用される。構成国は、別の構成国によって入れられた警報データまたは追加データを、その構成国の N.SIS または CS-SIS から、別の国内データファイルの中に複製してはならない。
3. オフラインのデータベースの中で生成される第 2 項に示す技術複製物は、48 時間を超えて保持されてはならない。  
第 1 副項に拘らず、査証発行当局によって使用されるオフラインのデータベースの中で生成さ

れる技術複製物は、24 時間を超えるネットワークの利用不可能に伴う緊急事態の下に限り使用できるようにされる複製物に関する場合を除き、これを許容してはならない。

構成国は、それらの複製物の最新の登録簿を維持し、その登録簿をその構成国の監督機関が利用できるようにし、かつ、それらの複製物に関し、この規則、とりわけ、第 10 条が適用されることを確保する。

4. 第 34 条に示す職務権限を有する国内機関による SIS 内のデータへのアクセスは、その機関の職務権限の制限内に限り、かつ、適正に承認を受けた職員に対してのみ、承認される。
5. そのデータが SIS の中に入れられた目的以外の目的のための構成国による SIS データの処理は、個別の案件と関連性のあるものでなければならず、かつ、国家安全保障上の重大な根拠に基づき、または、重大犯罪を防止する目的のため、公共政策及び公共の安全に対する差し迫った重大な脅威を防止するための必要性によって正当化されなければならない。その目的のために、発行構成国から事前の承認を得なければならない。
6. 規則(EU) 2018/1862 の第 38 条第 2 項の(k)及び(l)に基づき SIS の中に入れられている者と関連する文書と関係するデータは、各構成国の法律に従い、第 34 条第 1 項の(f)に示す職務権限を有する機関によって使用され得る。
7. 本条の第 1 項ないし第 6 項を遵守しない SIS データの利用は、各構成国の国内法に基づき、濫用と判断され、かつ、第 59 条に従い、制裁に服する。
8. 各構成国は、eu-LISA に対し、この規則によって SIS 内のデータの直接の検索の承認を受けているその構成国の職務権限を有する機関のリスト、並びに、そのリストの変更を送付する。そのリストは、個々の機関について、どのデータが検索され得るのか、及び、どの目的のために検索され得るのかを示す。eu-LISA は、そのリストが、年次で、EU 官報上で公示されることを確保する。eu-LISA は、年次の公示の間に構成国から送付された変更を含む継続的にアップデートされるリストを、その Web サイト上において維持する。
9. 欧州連合法が特別の条項を定めていない範囲内において、各構成国の法律は、その構成国の N.SIS の中にあるデータに適用される。

## 第 42 条 SIS データ及び国内ファイル

1. 第 41 条第 2 項は、その構成国の領土上において執られる行動との関係において、その構成国の国内ファイルの中に SIS データを保存するための構成国の権利を妨げてはならない。国内法の特別の条項がより長期の保持期間を定めている場合を除き、そのようなデータは、最長で 3 年間、国内ファイルの中で保存される。
2. 第 41 条第 2 項は、当該構成国によって SIS の中に入れられた特定の警報に含まれているデータを、その構成国の国内ファイルの中で保存するための構成国の権利を妨げてはならない。

## 第 43 条 警報の不執行の場合の情報

要求される行動を遂行できない場合、その行動を要求された構成国は、発行構成国に対し、補足情報の交換によって、直ちに、通知する。



## 第44条 SIS内のデータの品質

1. 発行構成国は、データが、正確であり、最新のものであり、かつ、SISの中に適法に入れられ、記録保存されることを確保することについて職責を負う。
2. 発行構成国が、第20条第2項に列挙する関連追加データまたは関連修正データを取得したときは、その発行構成国は、遅滞なく、その警報を完全なものとし、または、修正する。
3. 発行構成国がSISの中に入れたデータを修正し、追加し、訂正し、アップデートし、または、削除することが認められるのは、その発行構成国だけである。
4. 発行構成国以外の構成国が、第20条第2項に列挙する関連追加データまたは関連修正データをもつ場合、その構成国は、発行構成国に対し、その発行構成国がその警報を完全なものとし、または、修正できるようにするため、補足情報の交換によって、遅滞なく、そのデータを送付する。そのデータは、その第三国国民の同一性が確認される場合に限り、送付される。
5. 発行構成国以外の構成国が、あるデータ項目が事実として不正確であること、または、違法に記録保存されたことを示す証拠をもつ場合、その構成国は、発行構成国に対し、可能な限り速やかに、かつ、その証拠に気づいたときから2業務日以内に、補足情報の交換によって、そのことの情報を提供する。その発行構成国は、その情報を確認し、かつ、それが必要なときは、遅滞なく、当の項目を訂正または削除する。
6. 本条第5項に示す証拠が最初に明らかにされた時から2か月以内に構成国間で合意に達することができない場合、その警報を入れたのではない構成国は、判断を得るため、関係する監督機関及び欧州データ保護監督官に対し、第57条に従った協力の措置により、その案件を付託する。
7. 構成国は、ある者が、彼または彼女が警報の想定する対象者ではない旨の不服を申立てた場合において、補足情報を交換する。確認の結果により、警報の想定する対象者がその不服申立人ではないことが明らかとなった場合、その不服申立人は、第47条に定める措置、及び、第54条第1項に基づく救済の権利の通知を受ける。

## 第45条 セキュリティインシデント

1. SISの安全性を損なう影響をもつ出来事、もしくは、もち得る出来事、または、SISデータもしくは補足情報に対して毀損または喪失を発生させ得る出来事は、特に、データへの違法なアクセスが発生した可能性がある場合、または、データの可用性、完全性及び機密性が危殆に瀕した場合、もしくは、危殆に瀕した可能性のある場合においては、セキュリティインシデントであると判断される。
2. セキュリティインシデントは、迅速であり、効果的であり、かつ、適正な対応を確保する態様によって管理される。
3. 規則(EU)2016/679の第33条または指令(EU)2016/680の第30条による個人データの侵害の通知及び連絡を妨げることなく、構成国、Europol及び欧州国境沿岸警備局は、欧州委員会、eu-LISA、職務権限を有する監督機関及び欧州データ保護監督官に対し、遅滞なく、セキュリティインシデントを通知する。eu-LISAは、欧州委員会及び欧州データ保護監督官に対し、遅滞なく、中央SISと関連する全てのセキュリティインシデントを通知する。

4. 構成国内もしくは eu-LISA 内の SIS の運営、入れられたデータもしくは他の構成国から送付されたデータの可用性、完全性及び機密性、または、交換された補足情報に対して影響をもつセキュリティインシデントまたは影響をもつ可能性のあるセキュリティインシデントに関する情報は、遅滞なく、全ての構成国に対して提供され、かつ、eu-LISA から提供されるインシデント管理計画を遵守して報告される。
5. 構成国及び eu-LISA は、セキュリティインシデントが発生した場合、共働する。
6. 欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、直ちに、重大なインシデントを報告する。それらの報告は、適用される安全規則に従い、EU 取扱注意(EU RESTRICTED/RESTREINT UE)として区分される。
7. データの濫用がある場合、構成国、Europol 及び欧州国境沿岸警備局は、第 59 条に従い、制裁が課されることを確保する。

#### 第 46 条 類似する特徴をもつ個人間の区別

1. 新たな警報が入れられた後、同じ識別子の記述をもつ者に関して SIS の中に既に警報が存在することが明らかとなった場合、SIRENE 事務局は、その 2 つの警報の対象者が同一の者であるか否かを照合するため、12 時間以内に、補足情報の交換によって、発行構成国と連絡をとる。
2. その照合により、新たな警報の対象者と既に SIS の中に入れられている警報の対象者とが確実に同一の者であることが明らかとなった場合、その SIRENE 事務局は、第 23 条に示す複数の警報の入力に関する手続を適用する。
3. その照合の結果が、事実として 2 人の異なる者が存在するというものである場合、その SIRENE 事務局は、誤認を避けるために必要となるデータを追加することにより、第 2 の警報を入れることを求める要請を承認する。

#### 第 47 条 濫用された識別子を取り扱う目的のための追加データ

1. 警報の対象者として想定されている者と識別子が濫用された者との間に混同が生じている可能性がある場合、発行構成国は、その識別子が濫用された者の明示の同意に従い、誤認による負の結果を避けるため、後者の者に関するデータをその警報に追加する。その識別子が濫用された者は、追加される個人データの処理と関連する彼または彼女の同意を撤回する権利をもつ。
2. その識別子が濫用された者と関連するデータは、以下の目的のためにのみ、使用される:
  - (a) その識別子が濫用された者と警報の対象者として想定されている者とを職務権限を有する機関が区別できるようにするため;並びに、
  - (b) その識別子が濫用された者が彼または彼女の同一性を証明できるようにするため、及び、彼または彼女の識別子が濫用されたことを立証できるようにするため。
3. 本条の目的のために、かつ、個々のデータの類型について、その識別子が濫用された者の明示の同意に従い、その識別子が濫用された者の以下の個人データに限り、SIS の中に入れられ、かつ、別の目的のために処理され得る:
  - (a) 姓;
  - (b) 名;

- (c) 出生時の名;
  - (d) 別に入れられた可能性のある過去に使用していた名及び別名;
  - (e) 変更されない、特定の、客観的で物理的な特徴;
  - (f) 出生の場所;
  - (g) 出生の日;
  - (h) 性;
  - (i) 写真及び顔画像;
  - (j) 指紋、掌紋またはその両方;
  - (k) 保有している国籍;
  - (l) その者の身分証明書の類型;
  - (m) その者の身分証明書の発行国;
  - (n) その者の身分証明書の番号;
  - (o) その者の身分証明書の発行日;
  - (p) その者の住所;
  - (q) その者の父の名;
  - (r) その者の母の名。
4. 欧州委員会は、本条第 3 項に示すデータの入力及び別の目的のための処理のために必要となる技術規則を定め、策定するための実装行為を採択する。それらの実装行為は、第 62 条第 2 項に示す審議手続により採択される。
5. 第 3 項に示すデータは、対応する警報と同時に、または、その者がそのように要求する場合、それよりも早い時点で、削除される。
6. 第 3 項に示すデータにアクセスできるのは、対応する警報へのアクセスの権利をもつ機関のみである。それらの機関は、誤認を避ける目的のために限り、そのようにできる。

#### 第 48 条 複数の警報間のリンク

1. 構成国は、その構成国が SIS の中に入れる複数の警報の間のリンクを作成できる。そのようなリンクの効果は、複数の警報の間の関連性を構築することである。
2. リンクの作成は、リンクされた個々の警報を基礎として執られる個別の行動、または、リンクされた個々の警報の見直し期間を害してはならない。
3. リンクの作成は、この規則に定めるアクセスの権利を害してはならない。一定の種類の警報へのアクセスの権利をもたない機関は、その機関がアクセスをもたない警報へのリンクを見ることが可能であってはならない。
4. 構成国は、運営上の必要性が存在する場合、複数の警報の間のリンクを作成する。
5. ある構成国が、別の構成国による複数の警報の間のリンクの作成がその構成国の国内法またはその構成国の国際的な義務と適合しないと判断する場合、その構成国は、その構成国の領土内から、または、その構成国の領土外に所在するその構成国の機関によって、そのリンクへのアクセスができないことを確保するために必要となる措置を講ずることができる。
6. 欧州委員会は、警報間のリンク設置に関する技術規則を定め、策定するための実装行為を採択する。それらの実装行為は、第 62 条第 2 項に示す審議手続により採択される。

## 第 49 条 補足情報の目的及び保持期間

1. 構成国は、補足情報の交換を支援するために、SIRENE 事務局において、警報を発生させた決定の参照を保存する。
2. 補足情報の交換の結果として SIRENE 事務局によってファイルの中に保存される個人データは、その個人データが供給された目的を達成するために必要であるような期間に限り、保存される。それらの個人データは、いかなる場合においても、関連する警報が SIS の中から削除された時から遅くとも 1 年以内に削除される。
3. 第 2 項は、当該構成国が入れた特定の警報と関連するデータ、または、その構成国の領土上において執られた行動と関係する警報と関連するデータを国内ファイルの中で保存するための構成国の権利を妨げてはならない。それらのデータがそれらのファイルの中で保存され得る期間は、国内法によって規律される。

## 第 50 条 第三国への個人データの移転

SIS の中で処理されるデータ及びこの規則により交換される関連補足情報は、第三国または国際機関に対して移転してはならず、または、第三国または国際機関が利用できるようにしてはならない。

## 第 IX 章 データ保護

### 第 51 条 適用される立法

1. 規則(EU) 2018/1725 は、この規則に基づく eu-LISA 及び欧州国境沿岸警備局による個人データの処理に適用される。規則(EU) 2016/794 は、この規則に基づく Europol による個人データの処理に適用される。
2. 指令(EU) 2016/680 が適用される場合における公共の安全に対する脅威に対抗する防護及びその脅威の防止を含め、犯罪行為の防止、検知、捜査もしくは訴追または刑罰の執行の目的のための処理の場合を除き、規則(EU) 2016/679 は、この規則の第 34 条に示す職務権限を有する機関によるこの規則に基づく個人データの処理に適用される。

### 第 52 条 情報提供の権利

1. SIS の中にある警報の対象者である第三国国民は、規則(EU) 2016/679 の第 13 条及び第 14 条または指令(EU) 2016/680 の第 12 条及び第 13 条に従い、そのことの情報の提供を受ける。その情報は、書面により、この規則の第 24 条第 1 項に示す警報を発生させた国内決定の複製物またはその参照と共に、提供される。
2. とりわけ、国家安全保障、国防、公共の安全、並びに、犯罪行為の防止、検知、捜査及び訴追を防護するため、国内法が情報提供の権利の制限を許容するときは、その情報を提供してはならない。

### 第53条 アクセス、不正確なデータの訂正及び違法に記録保存されたデータの削除の権利

1. データ主体は、規則(EU)2016/679の第15条、第16条及び第17条、並びに、指令(EU)2016/680の第14条、第16条第1項及び第2項に定める権利を行使できる。
2. 発行構成国以外の構成国は、その構成国が発行構成国に対してその発行構成国の意見を述べる機会を先に与えた場合に限り、データ主体に対し、処理されているいずれかのデータ主体の個人データに関する情報を提供できる。構成国間の連絡は、補足情報の交換によって行われる。
3. 構成国は、そのような全部または一部の制限が、以下のために、関係するデータ主体の基本的な権利及び正当な利益に適正に配慮し、民主主義社会において必要かつ比例的な措置を構成する範囲内で、かつ、その限りにおいて、国内法に従い、データ主体に対して情報の全部または一部を提供しない決定を行う:
  - (a) 公的な、または、法律上の調査、捜査または手続の障害を避けるため;
  - (b) 犯罪行為の防止、検知、捜査もしくは訴追または刑罰の執行の阻害を避けるため;
  - (c) 公共の安全を防護するため;
  - (d) 国家安全保障を防護するため;または、
  - (e) 他の者の権利及び自由を保護するため。

第1副項に示す各場合において、構成国は、データ主体に対し、書面により、遅滞なく、アクセスの拒否または制限及びその拒否または制限の理由を通知する。第1副項の(a)ないし(e)に定める理由のいずれかをその提供が損ねる場合、そのような情報提供は、省略され得る。構成国は、データ主体に対し、監督機関に異議を申し立てることができること、または、司法救済を求めることができることを通知する。

構成国は、データ主体に対して情報を提供しない決定が基礎とする事実に関する理由及び法律上の理由を文書化する。その情報は、監督機関に対し、利用できるようにされる。

そのような場合、データ主体は、職務権限を有する監督機関を介して、彼または彼女の権利を行使できる。

4. アクセス、訂正または削除を求める申請の後、構成国は、そのデータ主体が第三国に所在するか否かを問わず、データ主体に対し、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても、規則(EU)2016/679の第12条第3項に示す期限内に、本条に基づく権利の行使に与えられたフォローアップに関して通知する。

### 第54条 救済

1. 規則(EU)2016/679及び指令(EU)2016/680の救済に関する条項を妨げることなく、いかなる者も、構成国の法律に基づき、彼または彼女と関連する警報と関係するアクセス、訂正、削除、情報提供の獲得または弁償の獲得のために、裁判所を含め、職務権限を有する機関において訴訟を提起できる。
2. 構成国は、第58条を妨げることなく、本条の第1項に示す裁判所または機関によって行われた確定的な判断の執行を相互に実施する。
3. 構成国は、欧州データ保護委員会に対し、以下に関し、年次で報告する:

- (a) データ管理者に対して申立てられたアクセス要求の数、及び、データへのアクセスが与えられた案件の数;
- (b) 監督機関に対して申立てられたアクセス要求の数、及び、データへのアクセスが与えられた案件の数;
- (c) データ管理者に対して申立てられた不正確なデータの訂正の要求及び違法に記録保存されたデータの削除の要求の数、及び、データが訂正または削除された案件の数;
- (d) 監督機関に対して申立てられた不正確なデータの訂正の要求及び違法に記録保存されたデータの削除の要求の数;
- (e) 開始された裁判手続の数;
- (f) 裁判所が申立人に有利に判断した事件の数;
- (g) 発行構成国によって入れられた警報に関し、他の構成国の裁判所または機関によって行われた確定的な判断の相互承認案件に関する所見。

本項に示す報告のための雛形は、欧州委員会によって策定される。

- 4. 構成国からの報告は、第 57 条第 4 項に示す共同報告書の中にも含められる。

## 第 55 条 N.SIS の監督

- 1. 構成国は、構成国から指定され、かつ、規則(EU) 2016/679 の第 VI 章または指令(EU) 2016/680 の第 VI 章に示す権限を与えられた独立の監督機関が、その構成国における SIS 内の個人データ処理の適法性、その構成国の領土からの送信、並びに、その構成国の領土における補足情報の交換及び別の目的のための処理を監視することを確保する。
- 2. その監督機関は、国際的な監査基準に従い、少なくとも 4 年毎に、その構成国の N.SIS におけるデータ処理業務の監査が実施されることを確保する。その監査は、監督機関によって行われ、または、監督機関は、独立のデータ保護監査人に対して監査を命ずる。監督機関は、常時、独立の監査人の監督を維持し、かつ、その監査人について責任を負う。
- 3. 構成国は、その構成国の監督機関が、この規則に基づきその機関に委託された職務を満たすために十分な資源をもつこと、及び、生体データの十分な知識をもつ者からの助言へのアクセスをもつことを確保する。

## 第 56 条 eu-LISA の監督

- 1. 欧州データ保護監督官は、eu-LISA による個人データの処理の監視について、及び、この規則に従ってそれが実施されることの確保について職責を負う。規則(EU) 2018/1725 の第 57 条及び第 58 条に示す職務及び権限がしかるべく適用される。
- 2. 欧州データ保護監督官は、国際的な監査基準に従い、少なくとも 4 年毎に、eu-LISA による個人データ処理の監査を実施する。その監査に関する報告書は、欧州議会、理事会、eu-LISA、欧州委員会及び監督機関に対して送付される。eu-LISA は、その報告書が採択される前に、意見を述べる機会を与えられる。

## 第 57 条 監督機関と欧州データ保護監督官との間の協力

1. 監督機関及び欧州データ保護監督官は、それらそれぞれの職務権限の範囲内において各自行動し、それらの職責の枠組み内において積極的に協力し、かつ、SIS の調整された監督を確保する。
2. 監督機関及び欧州データ保護監督官は、それらそれぞれの職務権限の範囲内において各自行動し、必要に応じて、関連情報を交換し、監査及び調査を実施する際に相互に補助し、この規則及びそれ以外の適用可能な欧州連合の法令の解釈または適用における問題点を検討し、独立の監督の実行を通じて、または、データ主体の権利の行使を通じて明らかにされた問題を調査研究し、問題点を共同して解決するための整合性のある提案を策定し、かつ、データ保護の権利の認識を向上させる。
3. 第 2 項に定める目的のために、監督機関及び欧州データ保護監督官は、欧州データ保護委員会の一部として、少なくとも 1 年に 2 回、会合する。それらの会合の費用及び開催準備は、欧州データ保護委員会の負担とする。最初の会合において、手続規則が採択される。必要に応じ、別の作業手法が策定される。
4. 欧州データ保護委員会から、年次で、欧州議会、理事会及び欧州委員会に対し、調整された監督に関する共同活動報告書が提出される。

## 第 X 章 法的責任及び制裁

### 第 58 条 法的責任

1. 規則(EU) 2016/679、指令(EU) 2016/680 及び規則(EU) 2018/1725 に基づく損害賠償の権利及び法的責任を妨げることなく:
  - (a) 構成国による N.SIS の利用を介する違法な個人データ処理業務の結果として、または、それ以外の構成国によるこの規則と適合しない行為の結果として、物的損害または非物的損害を被った個人または構成国は、当該構成国から損害賠償を受ける権利をもち;かつ、
  - (b) eu-LISA によるこの規則と適合しない行為の結果として、物的損害または非物的損害を被った個人または構成国は、eu-LISA から損害賠償を受ける権利をもつ。構成国または eu-LISA は、その損害を発生させた出来事に関してそれらが責任を負わないことを証明したときは、第 1 副項に基づくそれらの責任の全部または一部を免れる。
2. この規則に基づく構成国の義務の不遵守が SIS に損害を発生させた場合、eu-LISA または SIS に関与する別の構成国が、その損害の発生の防止またはその影響のミニマム化のための合理的な措置を講じなかった場合を除き、かつ、その範囲内において、当該構成国は、そのような損害に関し、法的責任を負う。
3. 構成国を相手方とする第 1 項及び第 2 項に示す損害の賠償を求める請求は、当該構成国の国内法によって規律される。eu-LISA を相手方とする第 1 項及び第 2 項に示す損害の賠償を求める請求は、諸条約に定める条件に服する。

## 第59条 制裁

構成国は、この規則に反する SIS データの濫用またはそのようなデータの処理もしくは補足情報の交換が国内法に従って制裁を受け得ることを確保する。

定められる制裁は、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のあるものとする。

## 第 XI 章 最終規定

### 第60条 監視及び統計

1. eu-LISA は、出力、費用対効果、セキュリティ及びサービス品質と関連する目的に照らし、SIS の稼働を監視するための手続が設けられることを確保する。
2. 技術上の維持管理、報告、データの品質の報告及び統計の目的のために、eu-LISA は、中央 SIS の中で遂行される処理業務と関連する必要な情報へのアクセスをもつ。
3. eu-LISA は、構成国毎のもの及び集約されたものの両者により、警報の種類毎の記録の数を示す日別、月次及び年次の統計を作成する。eu-LISA は、警報の種類毎の該当ありの数、SIS が何回検索されたか、並びに、警報の入力、アップデートまたは削除の目的のために SIS が何回アクセスされたかに関し、構成国毎のもの及び集約されたものの両者による年次報告書も提供する。そのような統計は、第27条ないし第31条に基づく情報の交換に関する統計を含める。その統計は、いかなる個人データも含めてはならない。年次統計報告書は、公表される。
4. 構成国、Europol 及び欧州国境沿岸警備局は、eu-LISA 及び欧州委員会に対し、第3項、第5項、第7項及び第8項に示す報告書を作成するために必要な情報を提供する。
5. eu-LISA は、欧州議会、理事会、構成国、欧州委員会、Europol、欧州国境沿岸警備局及び欧州データ保護監督官に対し、eu-LISA が作成した統計報告書を提供する。

規則(EU) No 1053/2013 の目的のための場合を含め、欧州連合の法的行為の実装を監視するため、欧州委員会は、eu-LISA が、定期的またはアドホックに、SIS の業務遂行能力、SIS の利用及び補足情報の交換に関する追加的な個別の統計報告書を提供することを要求できる。

欧州国境沿岸警備局は、eu-LISA が、定期的またはアドホックに、規則(EU) 2016/1624 の第11条及び第13条に示すリスク分析及び脆弱性評価を実施する目的のための追加的な個別の統計報告書を提供することを要求できる。
6. 第15条第4項並びに本条第3項、第4項及び第5項の目的のために、eu-LISA は、第15条第4項及び本条第3項に示すデータを収録し、個人の識別を許容せず、かつ、欧州委員会及び本条第5項に示す部局が特注の報告書及び統計を得ることができるようにする中央リポジトリを、eu-LISA の技術サイト内に構築し、実装し、かつ、ホストする。要請に基づき、eu-LISA は、構成国、欧州委員会、Europol 及び欧州国境沿岸警備局に対し、それらの職務を遂行するために要する範囲内で、通信インフラを介する安全なアクセスにより、その中央リポジトリへのアクセスを与える。eu-LISA は、報告及び統計の目的のために限り、その中央リポジトリがアクセスされることを確保するためのアクセス管理及び個別の利用者プロフィールを実装する。
7. 第66条第5項第1副項によるこの規則の適用の日から2年後、及び、その後は2年毎に、eu-LISA は、欧州議会及び理事会に対し、そのセキュリティを含め、中央 SIS 及び通信インフラの技



術上の稼働、AFIS、構成国間における2国間または多国間の補足情報の交換に関する報告書を提出する。その報告書は、その技術が利用可能となった後、個人を識別するための顔画像の使用の評価も含める。

8. 第66条第5項第1副項によるこの規則の適用の日から2年後、及び、その後は4年毎に、欧州委員会は、中央 SIS 及び構成国間における2国間または多国間の補足情報の交換の全体評価を実施する。その全体評価は、目的に照らして達成された結果の検討、基礎となっている正当化事由の有効性が継続していることの評価、中央 SIS との関係におけるこの規則の適用、中央 SIS の安全性、並びに、将来の業務遂行の実装を含める。その評価報告書は、AFIS、及び、第19条に従って欧州委員会により実施された SIS 情報提供キャンペーンの評価も含める。

その評価報告書は、第24条第1項の(a)に従って入れられた警報の数に関する統計、及び、同項の(b)に従って入れられた警報の数に関する統計も含める。第24条第1項の(a)の範囲内にある警報に関し、その評価報告書は、第24条第2項の(a)、(b)または(c)に示す状況に従い、どれだけの数の警報が入れられたかの詳細を示す。その評価報告書は、構成国による第24条の適用の評価も含める。

欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、その評価報告書を提出する。

9. 欧州委員会は、本条第6項に示す中央リポジトリの運営に関する細則、並びに、そのリポジトリに適用されるデータ保護規則及びセキュリティ規則を定めるための実装行為を採択する。それらの実装行為は、第62条第2項に示す審議手続により採択される。

## 第61条 委任の実行

1. 本条に定める条件に服し、欧州委員会に対して、委任される行為を採択する権限が与えられる。
2. 第33条第4項に示す委任される行為を採択する権限は、2018年12月27日から不定期間で、欧州委員会に対して与えられる。
3. 第33条第4項に示す権限の委任は、いつでも、欧州議会または理事会によって取消され得る。その取消しの決定は、当該決定の中で指定された権限の委任を終了させる。その決定は、EU 官報上でその決定が公示された翌日、または、その決定の中で指定されたその後の日に発効する。その決定は、既に発効している委任される行為の有効性を害してはならない。
4. 委任される行為を採択する前に、欧州委員会は、より良い立法に関する2016年4月13日の機関間合意に定める基本原則に従い、各構成国から指定された専門家と協議する。
5. 委任される行為を欧州委員会が採択した後、直ちに、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、そのことを同時に通知する。
6. 第33条第4項により採択された委任される行為は、当該行為が欧州議会及び理事会に通知された後、2か月以内に欧州議会及び理事会のいずれからも異議が表明されなかった場合、または、その期間が満了する前に、欧州議会及び理事会の両者が、欧州委員会に対し、異議を述べない旨を通知した場合に限り、発効する。その期間は、欧州議会または理事会の発意により、2か月まで延長される。

## 第62条 委員会の手続

1. 欧州委員会は、委員会の補佐を受ける。この委員会は、規則(EU) No 182/2011 の意味における委員会である。
2. 本項への参照があるときは、規則(EU) No 182/2011 の第5条が適用される。

## 第63条 規則(EC) No 1987/2006 の改正

規則(EC) No 1987/2006 は、以下のとおり、改正される:

- (1) 第6条は、以下のとおり、置き換えられる:

### 「第6条 国内システム

1. 各構成国は、その構成国の N.SIS II の設置、維持管理及び更なる開発並びに N.SIS II の NLSIS への接続について職責を負う。
2. 各構成国は、SIS II のデータのエンドユーザに対する可用性が途切れないことを確保することについて職責を負う。」;

- (2) 第11条は、以下のとおり、置き換えられる:

### 「第11条 機密性—構成国

1. 各構成国は、国内法に従い、SIS II データ及び補足情報を扱う仕事を要求される全ての個人及び組織に対し、職業上の秘密またはそれ以外の均等な機密保持義務に関するその構成国の規定を適用する。その義務は、それらの者が職場または就業を終えた後、または、それらの組織の活動が終了した後においても、適用される。
2. SIS II と関連する職務において、構成国が外部の契約者と協力する場合、その構成国は、とりわけ、安全性、機密性及びデータ保護に関し、この規則の全ての条項の遵守を確保するため、その契約者の活動を仔細に監視する。
3. 民間会社または民間団体に対して N.SIS II またはその技術複製物の業務運営管理を委託してはならない。」;

- (3) 第15条は、以下のとおり、改正される:

- (a) 以下の項が挿入される:

「3a 運営機関は、CS-SIS の中にあるデータの品質の確認を実施するための仕組み及び手続を開発及び維持管理する。

運営機関は、欧州委員会に対し、直面する問題及び関係する構成国を包摂する定期報告書を提出する。

欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、直面するデータの品質上の問題に関する定期報告書を提出する。」;

- (b) 第8項は、以下のとおり、置き換えられる:

「8. SIS II の業務運営管理は、この規則に従い、1日24時間、週7日間、SIS II の稼働を維持するために必要となる全ての職務、とりわけ、システムの円滑な作動のために必要となる保守管理作業及び技術開発によって構成される。それらの職務は、第9条に定める技術上の遵守の要件に従って SIS II 及び N.SIS II が運用されることを確保する SIS II 及び N.SIS II の試験活動の調整、維持管理及び支援も含める。」;

- (4) 第17条において、以下の項が挿入される：  
「3. SIS II に関連する職務において、運営機関が外部の契約者と協力する場合、その運営機関は、とりわけ、安全性、機密性及びデータ保護に関し、この規則の全ての条項の遵守を確保するため、その契約者の活動を仔細に監視する。  
4. 民間会社または民間団体に対して CS-SIS の業務運営管理を委託してはならない。」；
- (5) 第20条第2項において、以下の号が挿入される：  
「(ka) 侵害行為の種類；」；
- (6) 第21項において、以下の項が挿入される：  
「第24条第2項に示す入国及び滞在を拒否する決定がテロリスト行為と関連するものである場合、その案件は、SIS II 内の警報を保証するために十分に適切であり、関連性があり、かつ、重要であると判断される。公共の安全または国家安全保障を根拠として、構成国は、それが公的または法律上の調査、捜査または手続の妨げとなり得るおそれがある場合、例外として、警報を入れることを控えることができる。」；
- (7) 第22条は、以下のとおり、置き換えられる：  
**「第22条 写真及び指紋の入力、確認または検索のための条件**  
1. 写真及び指紋は、それらがミニマムの品質基準を満たすか否かを確認するための個別の品質確認の後に限り、入れられる。個別の品質確認の様子は、第51条第2項に示す手続に従って策定される。  
2. 写真及び指紋が SIS II 内の警報の中で利用可能な場合、そのような写真及び指紋のデータは、SIS II の中で行われた符号の検索の結果として発見された者の同一性を確認するために使用される。  
3. 指紋データは、全ての場合において、個人を識別するために検索され得る。ただし、指紋データは、他の手段によっては個人の同一性が確認され得ない場合において、個人の識別のために検索される。その目的のために、SIS II は、自動指紋識別システム(AFIS)を含める。  
4. それらのセットの紋が侵害行為の実行者に属するという高度の蓋然性が確定され得る場合において、かつ、構成国の関連国内指紋データベース内において同時に検索が実施されることを条件として、捜査中の重大犯罪またはテロリスト行為の現場において発見された完全なセットまたは不完全なセットの指紋または掌紋を使用して第24条及び第26条に従って入れられた警報との関係において SIS II の中にある指紋検法データも検索され得る。」；
- (8) 第26条は、以下のとおり、置き換えられる：  
**「第26条 制限措置に服する第三国国民の警報を入れるための条件**  
1. 国連の安全保障理事会から発された旅行禁止を実装する措置を含め、理事会によって採択される法的行為に従って講じられる構成国の領土内への入国またはその領土の通過を防止することを意図する制限措置に服する第三国国民に関する警報は、データ品質の要件が満たされる限り、入国及び滞在を拒否する目的のために SIS II の中に入れられる。  
2. その警報は、その措置が採択された時点において欧州連合の理事会の議長国の立場にある構成国の職務権限を有する機関によって入れられ、最新のものに保たれ、及

び、削除される。当該構成国が、SIS II またはこの規則に従って入れられた警報へのアクセスをもたないときは、その職責は、副議長国の立場にあり、かつ、この規則に従って入れられた警報へのアクセスを含め、SIS II へのアクセスをもつ構成国によって遂行される。

構成国は、そのような警報を入れ、アップデートし、及び、削除するために必要となる手続を設ける。」;

(9) 以下の条が挿入される:

**「第27条 a Europol による SIS II 内のデータへのアクセス**

1. 欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/794<sup>(6)</sup>によって設置された欧州連合法執行協力局(Europol)は、その任務を果たすために必要があるときは、SIS II の中にあるデータにアクセスし、そのデータを検索する権利をもつ。Europol は、SIRENE マニュアルの条項に従い、補足情報を交換し、かつ、更に要求することもできる。
2. Europol の検索によって、SIS II の中に警報が存在することが明らかとなった場合、Europol は、発行構成国に対し、通信インフラにより、かつ、SIRENE マニュアルに定める条項に従い、補足情報の交換によって、通知する。補足情報の交換のために予定されている機能を Europol が利用可能となるまでの間、Europol は、規則(EU) 2016/794 に定める経路を介して、発行構成国に通知する。
3. Europol は、規則(EU) 2016/794 の第18条第2項の(a)、(b)及び(c)に示す関係性またはそれ以外の関連性の識別を狙いとし、並びに、戦略分析、主題分析または業務分析のための、補足情報と Europol データベースとの照合及び業務分析プロジェクトの目的のために、構成国から Europol に対して提供された補足情報を処理できる。本条の目的のための補足情報の Europol による処理は、同規則に従って実施される。
4. SIS II 内の検索から得られた情報または補足情報の処理から得られた情報の Europol による利用は、発行構成国の同意に服する。その構成国がそのような情報の利用を許容する場合、その情報の Europol による取扱いは、規則(EU) 2016/794 によって規律される。Europol は、発行構成国の同意があり、かつ、データ保護に関する欧州連合法を全面的に遵守する場合に限り、第三国及び第三者に対し、そのような情報を送付する。
5. Europol は:
  - (a) 第4項及び第6項を妨げることなく、SIS II のいかなる部分とも接続してはならず、Europol がアクセスをもつ SIS II の中に収録されたデータを、Europol によって、または、Europol において運営されるデータの収集及び処理のためのシステムに対して送信してはならず、SIS II のいかなる部分についてもダウンロードまたはそれ以外の複製をしてはならない;
  - (b) 規則(EU) 2016/794 の第31条第1項に拘らず、関連する警報が削除された後、遅くとも1年以内に、個人データを含む補足情報を削除する。特例により、Europol がそのデータベース内または業務分析プロジェクト内に、その補足情報と関係する案件に関する情報をもつ場合、Europol がその職務を遂行するため、Europol は、例外として、それが必要なときは、その補足情報を記録保存し続けることができる。

- Europol は、発行構成国及び執行構成国に対し、そのような補足情報の記録保存を継続することを通知し、かつ、その正当化事由を示す；
- (c) 補足情報を含め、SIS II の中にあるデータへのアクセスを、彼らの職務の遂行のためにそのようなデータへのアクセスを必要とし、個別の承認を受けた Europol 職員に限定する；
  - (d) 第 10 条、第 11 条及び第 13 条に従い、セキュリティ、機密性及び自己監視を確保するための措置を採択及び適用する；
  - (e) SIS II データを処理することの承認を受けた Europol の職員が、第 14 条に従い、適切な訓練及び情報提供を受けることを確保する；並びに、
  - (f) 規則(EU)2016/794 を妨げることなく、SIS II の中にあるデータへのアクセス及びそのデータを検索するための Europol の権利の行使における Europol の活動、並びに、補足情報の交換及び処理における Europol の活動を、欧州データ保護監督官が監視し、見直しできるようにする。
6. Europol は、適正な承認を受けた Europol 職員が直接の検索を実施するため、そのような複製行為が必要な場合において、技術的な目的のためにのみ、SIS II からのデータを複製する。この規則は、そのような複製物に適用される。技術上の複製物は、それらのデータが検索中において SIS II データを記録保存する目的のためにのみ使用される。データが検索された後、それらの複製物は、削除される。そのような利用は、SIS II データの違法なダウンロード行為または複製行為であると判断されてはならない。Europol は、構成国から発された警報データもしくは追加データ、または、CS-SIS II からの警報データもしくは追加データを Europol の他のシステム内に複製してはならない。
7. データ処理、自己監視の適法性を確認する目的のために、及び、データの適正な安全性及び完全性を確保する目的のために、Europol は、第 12 条の条項に従い、SIS II への全てのアクセス及び SIS II 内の全ての検索の履歴(ログ)を保存する。そのような履歴(ログ)及び文書は、SIS II の一部の違法なダウンロード行為または複製行為であると判断されてはならない。
8. 構成国は、Europol に対し、補足情報の交換によって、テロリスト行為と関連する警報の該当ありを通知する。そのようにすることが、現在進行中の捜査、個人の安全を危険に晒すおそれがあるとき、または、発行構成国の安全上の重要な利益に反するときは、構成国は、例外として、Europol に対して通知しないことが可能である。
9. 第 8 項は、Europol が第 1 項に従って補足情報を取得できる日から適用される。

#### **第 27 条 b 欧州国境沿岸警備チーム、帰国関連の職務に関与する職員のチーム及び移民管理支援チームの構成員による SIS II 内のデータへのアクセス**

1. 欧州議会及び理事会の規則(EU)2016/1624<sup>(\*)</sup>の第 40 条第 8 項に従い、同規則の第 2 条の(8)及び(9)に示すチームの構成員は、彼らの任務の範囲内において、かつ、彼らがこの規則の第 27 条第 1 項に従って検問を実施することの承認を受けており、かつ、この規則の第 14 条に従って必要な訓練を受けたことを条件として、彼らの職務を遂行するために必要な範囲内で、かつ、個別の業務遂行に関する業務遂行計画によって要求されるとおり、SIS II の中にあるデータへアクセスし、そのデータを検索する権利を

もつ。SIS II の中にあるデータへのアクセスは、他のいかなるチーム構成員にも拡大されてはならない。

2. 第 1 項に示すチーム構成員は、技術インタフェイスを介して、第 1 項に従った SIS II 内のデータへのアクセス及びそのデータの検索の権利を行使する。その技術インタフェイスは、欧州国境沿岸警備局によって設置及び維持管理され、かつ、中央 SIS II への直接の接続を許容する。
3. 本条第 1 項に示すチーム構成員による検索によって、SIS II 内に警報が存在することが明らかになった場合、発行構成国は、そのことの通知を受ける。規則(EU) 2016/1624 の第 40 条に従い、チームの構成員は、国境警備隊員、または、彼らが業務遂行しているホスト構成国の帰国関連の職務に関与する職員からの指示の下において、かつ、原則として、それらの者が立会する場合に限り、SIS II 内の警報に対応する行動を執る。ホスト構成国は、チーム構成員に対し、その構成国の代わりに行動することを承認できる。
4. データ処理の適法性を確認し、自己監視し、及び、データの安全性及び完全性を確保する目的のために、欧州国境沿岸警備局は、第 12 条の条項に従い、SIS II への全てのアクセス及び SIS II 内の全ての検索の履歴(ログ)を保存する。
5. 欧州国境沿岸警備局は、第 10 条、第 11 条及び第 13 条に従い、セキュリティ、機密性及び自己監視を確保するための措置を採択及び適用し、かつ、本条第 1 項に示すチームがそれらの措置を適用することを確保する。
6. 本条のいかなる条項も、データ保護と関連する規則(EU) 2016/1624 の条項、及び、欧州国境沿岸警備局による違法または不正確なデータ処理に対する欧州国境沿岸警備局の法的責任を損なうように解釈されてはならない。
7. 第 2 項を妨げることなく、SIS II のいかなる部分も、第 1 項に示すチームまたは欧州国境沿岸警備局によって運営されるデータの収集及び処理のためのシステムと接続されてはならず、また、それらのチームがアクセスをもつ SIS II 内のデータをそのようなシステムに移転してはならない。SIS II のいかなる部分も、ダウンロードまたは複製されてはならない。アクセス及び検索を履歴(ログ)記録することは、SIS II データの違法なダウンロード行為または複製行為であると判断されてはならない。
8. 欧州沿岸警備局は、SIS II の中にあるデータへのアクセス及びそのデータの検索のための彼らの権利の行使における本条に示すチームの活動を、欧州データ保護監督官が監視し、見直しできるようにする。このことは、規則(EU) 2018/1725<sup>(\*)</sup>の別の条項を妨げてはならない。

(\*) 欧州連合法執行協力局(Europol)の設置に関する、並びに、理事会決定 2009/371/JHA、理事会決定 2009/934/JHA、理事会決定 2009/935/JHA、理事会決定 2009/936/JHA 及び理事会決定 2009/968/JHA を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 5 月 11 日の規則(EU) 2016/794(OJ L 135, 24.5.2016, p. 53)

(\*\*) 欧州国境沿岸警備に関する、並びに、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/399 を改正し、欧州議会及び理事会の規則(EC) 863/2007、理事会規則(EC) No 2007/2004 及び理事会決定 2005/267/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 9 月 14 日の規則(EU) 2016/1624 (OJ L 251, 16.9.2016, p. 1)

(\*\*) 欧州連合の機関、組織、事務局及び部局による個人データの処理と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する、並びに、規則(EC) No 45/2001 及び決定 No 1247/2002/EC を廃止する欧州議会及び理事会の2018年10月23日の規則(EU)2018/1725(OJL295,21.11.2018,p.39)。

## 第64条 シェンゲン協定実装条約の改正

シェンゲン協定実装条約の第25条は、削除される。

## 第65条 廃止

規則(EC) No 1987/2006 は、第66条第5項第1副項に定めるこの規則の適用の日から廃止する。

廃止される規則への参照は、この規則への参照として解釈され、かつ、別紙の新旧対照表に従って読み替えられる。

## 第66条 発効、業務開始及び適用

1. この規則は、EU 官報上で公示された翌日から20日目に発効する。
2. 欧州委員会は、遅くとも2021年12月28日までに、以下の条件に適合していることの確認を経た上で、この規則による SIS の業務開始の日を定める決定を採択する:
  - (a) この規則の適用のために必要な実装行為が採択されたこと;
  - (b) この規則により SIS データを処理し、補足情報を交換するために必要となる技術上及び法律上の手配を構成国が行ったことを、構成国が、欧州委員会に対し、通知したこと;並びに、
  - (c) CS-SIS に関し、及び、CS-SIS と N.SIS との間の相互動作に関し、全ての試験活動が成功裡に完了したことを、eu-LISA が、欧州委員会に対し、通知したこと。
3. 欧州委員会は、第2項に定める条件の段階的な充足の過程を仔細に監視し、かつ、欧州議会及び理事会に対し、同項に示す確認の結果に関して通知する。
4. 欧州委員会は、2019年12月28日までに、及び、その後は、第2項に示す欧州委員会の決定が行われるまでの間、毎年、欧州議会及び理事会に対し、この規則の全面的な実装のために準備の進捗状況に関する報告書を提出する。その報告書は、かかった費用、及び、費用全体に影響を及ぼし得るリスクに関する詳細情報も含める。
5. この規則は、第2項に従って決定される日から適用される。

第1副項からの特例により:

  - (a) 第4条第4項、第5条、第8条第4項、第9条第1項及び第5項、第15条第7項、第19条、第20条第3項及び第4項、第32条第4項、第33条第4項、第47条第4項、第48条第6項、第60条第6項及び第9項、第61条、第62条、第63条の(1)ないし(6)及び(8)、並びに、本項の第3項及び第4項は、この規則の発効の日から適用され;
  - (b) 第63条の(9)は、2019年12月28日から適用され;
  - (c) 第63条の(7)は、2020年12月28日から適用される。
6. 第2項に示す欧州委員会の決定は、EU 官報上で公示される。

この規則は、諸条約に従い、その全体について拘束力があり、全ての構成国において直接に適用される。

ブリュッセルにおいて2018年11月28日に行われた。

欧州議会として  
議長 A. Tajani

理事会として  
議長 K. Edtstadler



**別紙**

**新旧対照表**

規則(EC) No 1987/2006	この規則
第1条	第1条
第2条	第2条
第3条	第3条
第4条	第4条
第5条	第5条
第6条	第6条
第7条	第7条
第8条	第8条
第9条	第9条
第10条	第10条
第11条	第11条
第12条	第12条
第13条	第13条
第14条	第14条
第15条	第15条
第16条	第16条
第17条	第17条
第18条	第18条
第19条	第19条
第20条	第20条
第21条	第21条
第22条	第32条及び第33条
第23条	第22条
—	第23条
第24条	第24条
第25条	第26条
第26条	第25条
—	第27条
—	第28条
—	第29条
—	第30条
—	第31条
第27条	第34条

第27条a	第35条
第27条b	第36条
—	第37条
第28条	第38条
第29条	第39条
第30条	第40条
第31条	第41条
第32条	第42条
第33条	第43条
第34条	第44条
—	第45条
第35条	第46条
第36条	第47条
第37条	第48条
第38条	第49条
第39条	第50条
第40条	—
—	第51条
第41条	第53条
第42条	第52条
第43条	第54条
第44条	第55条
第45条	第56条
第46条	第57条
第47条	—
第48条	第58条
第49条	第59条
第50条	第60条
—	第61条
第51条	第62条
第52条	—
—	第63条
—	第64条
第53条	—
—	第65条
第55条	—
第56条	第66条